

(別冊)

事業報告書

平成22年度
(第1期事業年度)

自：平成22年4月 1日

至：平成23年3月31日

独立行政法人

国立国際医療研究センター

独立行政法人国立国際医療研究センター 平成22年度事業報告書

1. 国民の皆様へ

➤ 独立行政法人国立国際医療研究センターは、平成5年に国立病院医療センターと国立療養所中野病院を統合して設立された、国際医療協力の中心的役割を担う我が国4番目のナショナルセンターである国立国際医療センターを基盤にして、平成22年4月に独立行政法人として新たなスタートを切りました。

➤ 当センターは、研究所、センター病院、国府台病院、国際医療協力部及び国立看護大学の各部門からなり、加えて、研究面では肝炎・免疫研究センター及び糖尿病研究センターを、臨床研究面では国際臨床研究センターを、診療面ではエイズ治療・研究開発センター、国際疾病センター及び救命救急センターを設置するなど、時代のニーズに対応した機能の拡充を図り、感染症、肝炎・免疫疾患、糖尿病・代謝性疾患などに係る先駆的医療の研究開発と普及、基盤の広い総合医療を中心に高度先駆的な医療の実践と提供、質の高い医療従事者の養成など人材育成、海外における技術協力医療に係る国際協力などを使命としております。

加えて、疾病構造の変化や新たな医療政策に対しても、総合的機能と高度先駆的機能を活用してフレキシブルな対応を行うことも重要な使命としております。

➤ これらの使命の達成に向けて、具体的には次のとおりの取り組みを行いました。

①研究・臨床研究の推進

- 感染症、肝炎・免疫疾患、糖尿病・代謝性疾患を中心に、発生機序の解明等の基礎研究から臨床への橋渡し研究・臨床研究を推進するためのプロジェクト研究などの大型研究を立ち上げております。
- 理化学研究所、早稲田大学との連携協力など産学官連携体制の構築に取り組んでおります。

②医療の提供

- センター病院においては、診療機能の充実強化を目指した建替整備を行いつつ、救命救急センターを設置し全科的総合救急医療を提供するとともに、病院機能評価受審、DPC導入準備及び特定機能病院の名称取得など更なる高度先駆的医療の提供に向けた診療機能の向上に積極的に取り組んでおります。
- 国府台病院においては、診療機能の充実強化を目指した建替整備とともに、肝炎・免疫研究センターとの連携に向けた診療体制の強化などに取り組んでおります。

- さらに、優秀な看護師の確保を図り、質の高い看護の提供に向けた両病院の連携体制の構築に取り組んでおります。

③人材育成

- 総合的な医療を基盤とした高度先駆的医療を実践できる質の高い医師の育成を目指した初期・後期臨床研修プログラムにより初期段階から継続的な育成に努めており、特に、初期臨床研修のマッチングにおいて、市中病院中全国1位となっております。
- 高い臨床看護実践能力、臨床看護研究能力を備えた看護師の育成に取り組んでおります。

④国際医療協力

- 開発途上国への専門家派遣や研修生の受け入れなど国際医療協力を積極的に推進するとともに、海外で発生した災害等に対する緊急援助に積極的に参画しております。
- また、政府難民受入事業への協力や検疫所との連携による黄熱病ワクチン接種、海外渡航者に対する保健医療の充実に取り組んでおります。

⑤東日本大震災への対応

- 平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災発生直後に災害派遣医療チーム (DMAT) を派遣するとともに、羽田空港における広域搬送受入基地での医療活動に取り組みました。
- 海外で緊急援助活動の経験等を踏まえた被災地における保健衛生活動を行うなど被災地への支援を全力で取り組んでおります。

⑥経営基盤の確立

- 平成 22 年度は独立行政法人として初年度であり、法人としての運営基盤を確実なものとするため、理事会や運営会議による意思決定などのガバナンスやコンプライアンスの充実強化、業務運営の効率化及び職員の意識改革について重点的に取り組んでおります。

- 今後、当センターの機能を、さらに発揮していくために、プロジェクト研究等の推進、肝炎・免疫研究センターの充実強化、感染症診療体制の更なる強化、診療機能の拡充及び安定的な経営基盤の確立などに積極的に取り組み、当センターに求められている役割を達成すべく、より一層の取り組みを行うこととしております。

2. 基本情報

(1) 法人の概要

① 法人の目的

独立行政法人国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患であつて、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするもの(以下「感染症その他の疾患」といいます。)に係る医療並びに医療に係る医療協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等を行うことにより、国の医療政策として、感染症その他の疾患に関する高度かつ専門的な医療、医療に係る国際協力等の向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としています。「高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第3条」

② 業務内容

当法人は、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- 一 感染症その他の疾患に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発を行うこと。
- 二 前号に掲げる業務に密接に関連する医療を提供すること。
- 三 医療に係る国際協力に関し、調査及び研究を行うこと。
- 四 感染症その他の疾患に係る医療及び医療に係る国際協力に関し、技術者の研修を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。
- 六 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う施設を設置し、これを運営すること。
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

③ 沿革

平成22年4月 独立行政法人として設立

④ 設立根拠法

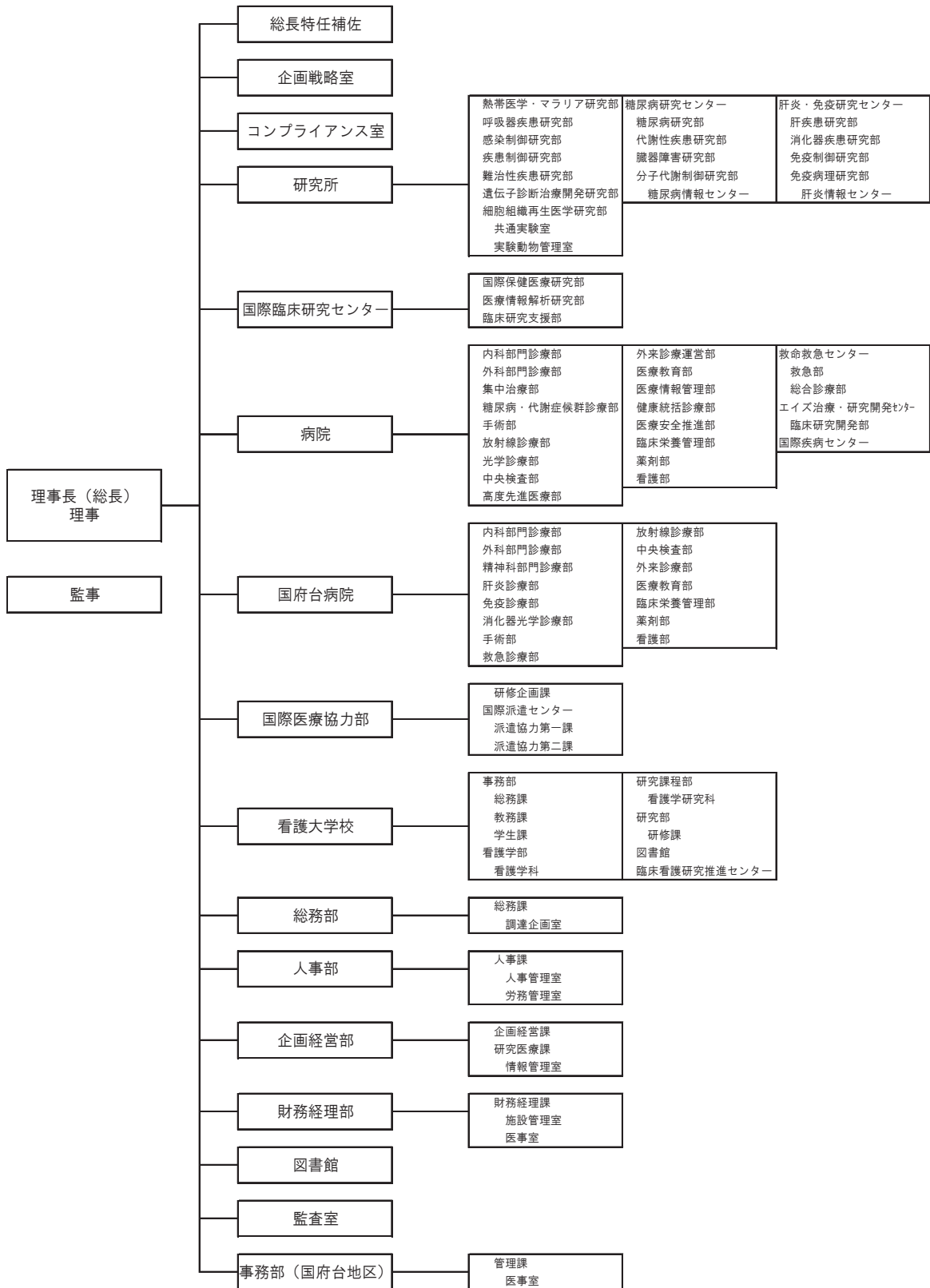
高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律
(平成20年法律第93号)

⑤ 主務大臣(主務省所管課等)

厚生労働大臣(厚生労働省医政局国立病院課)

⑥ 組織図

平成23年4月1日現在



(2) 住所

研究所、病院、国際医療協力部、総務部、人事部、企画経営部、財務経理部
：東京都新宿区戸山1-21-1
国府台病院、事務部：千葉県市川市国府台1-7-1
国立看護大学校：東京都清瀬市梅園1-2-1

(3) 資本金の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	52,144	15,744	0	67,888
資本金合計	52,144	15,744	0	67,888

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは一致しないものがあります。

(4) 役員の状況

(平成23年4月1日現在)

役職	氏名	任期	担当	経歴
理事長	桐野 高明	自 平成22年4月1日 至 平成24年3月31日		平成20年4月 国立国際医療センター 総長 平成22年4月 (現職)
理事	春日 雅人	自 平成22年4月1日 至 平成24年3月31日	研究	平成20年4月 国立国際医療センター 研究所長 平成22年4月 (現職)
理事	木村 壯介	自 平成22年4月1日 至 平成24年3月31日	病院	平成20年4月 国立国際医療センター 戸山病院長 平成22年4月 (現職)
理事	上村 直実	自 平成22年4月1日 至 平成24年3月31日	国府台病 院	平成22年4月 国立国際医療研究センタ ー国府台病院長 平成22年4月 (現職)

理事 (非常勤)	門脇 孝	自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日	医療及び 研究シス テム改革	平成 15 年 8 月 東京大学大学院医学系研 究科代謝栄養病態学教授 平成 23 年 4 月 東京大学医学部附属病院 長 平成 22 年 4 月 (現職)
理事 (非常勤)	菅原 哲朗	自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日	法務及び 労務	昭和 50 年 4 月 キーストーン法律事務所 平成 22 年 4 月 (現職)
理事 (非常勤)	尾身 茂	自 平成 23 年 5 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日	国際医療 協力	平成 21 年 2 月 自治医科大学公衆衛生学 教授 平成 23 年 5 月 (現職)
監事 (非常勤)	水嶋 利夫	自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日		平成 16 年 5 月 新日本有限責任監査法人 理事長 平成 22 年 4 月 (現職)
監事 (非常勤)	塩原 修蔵	自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日		平成 12 年 7 月 日本公認会計士協会非営 利法人委員会委員長 平成 22 年 4 月 (現職)

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は平成 23 年 1 月 1 日現在において 1,507 人（前期末比 57 人増加、3.9%増）であり、平均年齢は 38.1 歳（前年 39.2 歳）となっております。

このうち、国等からの出向者は 6 人、民間からの出向者は 0 人です。

3. 簡潔に要約された財務諸表

① 貸借対照表 (<http://www.ncgm.go.jp>)

(単位：百万円)

資 産 の 部	金 額	負 債 の 部	金 額
流動資産	20,070	流動負債	6,593
現金・預金	15,049	運営費交付金債務	615
医業未収金	4,367	一年以内返済長期借入金	615
棚卸資産	348	買掛金	1,129
その他	306	未払金	2,336
固定資産	76,949	一年以内リース債務	731
有形固定資産	74,912	賞与引当金	789
無形固定資産	2,020	その他	378
投資その他資産	17	固定負債	20,257
		長期借入金	17,628
		リース債務	2,335
		環境対策引当金	27
		その他	267
		負債合計	26,850
		純資産の部	金額
		政府出資金	67,888
		資本剰余金	3,031
		繰越欠損金	△750
		純資産合計	70,169
資産合計	97,019	負債純資産合計	97,019

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

② 損益計算書 (<http://www.ncgm.go.jp>)

(単位：百万円)

	金 額
経常費用 (A)	31,919
業務費	30,324
人件費	14,786
減価償却費	2,502
その他	13,035
一般管理費	1,257
人件費	1,045

減価償却費	2
その他	210
財務費用	289
その他経常費用	49
経常収益 (B)	31,865
運営費交付金収益等	7,733
自己収入等	24,012
その他経常収益	120
臨時損益 (C)	△696
当期総損失 (B-A+C)	△750

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

③ キャッシュ・フロー計算書 (<http://www.ncgm.go.jp>)

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	2,764
人件費支出	△14,265
運営費交付金収入等	8,504
自己収入等	19,582
その他収入・支出	△11,057
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△13,357
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	18,043
IV 資金増加額 (又は減少額) (D=A+B+C)	7,449
V 資金期首残高 (E)	0
VI 資金期末残高 (F=D+E)	7,449

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

④ 行政サービス実施コスト計算書 (<http://www.ncgm.go.jp>)

(単位：百万円)

	金額
I 業務費用	9,072
損益計算上の費用	33,438
(控除) 自己収入等	△24,366
(その他の行政サービス実施コスト)	
II 損益外減価償却相当額	676
III 損益外減損損失相当額	49

IV引当外退職給付増加見積額	101
V機会費用	796
VI行政サービス実施コスト	10,694

(注) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

■ 財務諸表の科目

① 貸借対照表

- 現金・預金 : 現金、預金
- 医業未収金 : 医業収益に対する未収金
- 棚卸資産 : 医薬品、診療材料、給食用材料等
- 有形固定資産 : 土地、建物、医療用器械等
- 無形固定資産 : ソフトウェア、電話加入権、特許権等
- その他投資資産 : 長期定期預金、投資有価証券等
- 運営費交付金債務 : 国から各業務に係る運営費交付金を受領した際に債務として整理する勘定
- 一年以内返済長期借入金 : 長期借入金のうち1年以内に返済期限が到来する分
- 買掛金 : 医薬品、診療材料、給食材料に係る未払債務
- 未払金 : 買掛金以外の未払債務
- 一年以内リース債務 : リース債務のうち1年以内に支払期限が到来する分
- 賞与引当金 : 支給対象期間に基づき定期的に支給する職員賞与に対する引当金
- 長期借入金 : 財政融資資金、銀行などからの借入金であって、当初の契約において1年を超えて最終の返済期限が到来するもの（一年以内返済長期借入金に該当するものを除く）
- リース債務 : ファイナンス・リース取引に係る未払債務（一年以内支払リース債務に該当するものを除く）
- 退職給付引当金 : 将来支払われる退職給付に備えて設定される引当金
- 政府出資金 : 政府による出資金
- 資本剰余金 : 国から交付された施設費や補助金等を財源として取得した償却資産及びその資産の損益外減価償却相当額の累計額又は損益外減損損失相当額の累計額
- 利益剰余金 : 業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 損益計算書

- 業務費 : 独立行政法人の業務に要した費用
- 人件費 : 給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要

	する経費
減価償却費	: 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
財務費用	: 利息の支払や、債券の発行に要する経費
補助金等収益等	: 国・地方公共団体等の補助金等、国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識した収益
自己収入等	: 診療収入、受託研究収入などの収益
臨時損益	: 固定資産の売却損益、災害損失等が該当

③ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー: 独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー: 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー: 増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

④ 行政サービス実施コスト計算書

業務費用 : 独立行政法人が実施する行政サービスのコストのうち、独立行政法人の損益計算書に計上される費用

その他の行政サービス実施コスト: 独立行政法人の損益計算書に計上されないが、行政サービスの実施に費やされたと認められるコスト

損益外減価償却相当額: 償却資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものとして特定された資産の減価償却費相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

損益外減損損失相当額: 独立行政法人が中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず生じた減損損失相当額（損益計算書には計上していないが、累計額は貸借対照表に記載されている）

引当外退職給付増加見積額: 財源措置が運営費交付金により行われることが明らかな場合の退職給付引当金増加見積額（損益計算書

には計上していないが、仮に引き当てた場合に計上したであろう退職給付引当金見積額を貸借対照表に注記している)

機会費用 : 国又は地方公共団体の財産を無償又は減額された使用料により賃貸した場合の本来負担すべき金額などが該当

4. 財務情報

(1) 財務諸表の概況

① 経常費用、経常収益、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローなどの主要な財務データの経年比較・分析

(経常費用)

平成 22 年度の経常費用は 31,919 百万円となっています。このうち医業費用は 23,139 万円となっています。

(経常収益)

平成 22 年度の経常収益は 31,865 百万円となっています。このうち医業収益は 22,850 百万円となっています。

(当期総損益)

経常損益△54 百万円に臨時損益△696 百万円を計上した結果、平成 22 年度の当期総損益は△750 百万円となっています。

(資産)

平成 22 年度末現在の資産合計は 97,019 百万円となっています。このうち、現金及び預金等の流動資産が 20,070 百万円、建物等の固定資産が 76,949 百万円となっています。

(負債)

平成 22 年度末現在の負債合計は 26,850 百万円となっています。長期借入金は期首と比較して 326 百万円減となっています。

(業務活動によるキャッシュ・フロー)

平成 22 年度の業務活動によるキャッシュ・フローは 2,764 百万円となっています。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

平成 22 年度の投資活動によるキャッシュ・フローは△13,357 百万円となっています。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

平成 22 年度の財務活動によるキャッシュ・フローは 18,043 百万円となっています。

(注) 独立法人化初年度のため前年度との比較はなく当年度のみとなっております。

表 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区 分	平成22年度
経常費用	31,919
経常収益	31,865
当期総損失	△750
資 産	97,019
負 債	26,850
繰越欠損金	△750
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,764
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,357
財務活動によるキャッシュ・フロー	18,043
資金期末残高	7,449

(注) 独立法人化初年度のため前年度との比較はなく当年度のみとなっております。

② セグメント事業損益の経年比較・分析

(区分経理によるセグメント情報)

事業損益は△54百万円となっております。診療事業損益については、22年度診療報酬改定及び患者数増等の影響により154百万円となっております。

表 事業損益の経年比較 (区分経理によるセグメント情報)

(単位：百万円)

区 分	平成22年度
研究事業	△23
臨床研究事業	136
診療事業	154
教育研修事業	△466
情報発信事業	14
国際協力事業	106
国立看護大学校事業	125
法人共通	△98
合 計	△54

(注1) 独立法人化初年度のため前年度との比較はなく当年度のみとなっております。

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

③ セグメント総資産の経年比較・分析

(区分経理によるセグメント情報)

総資産は 97,019 百万円となっております。

表 総資産の経年比較 (区分経理によるセグメント情報)

(単位：百万円)

区 分	平成 22 年度
研究事業	2,350
臨床研究事業	354
診療事業	74,036
教育研修事業	633
情報発信事業	211
国際協力事業	179
国立看護大学校事業	4,170
法人共通	15,085
合 計	97,019

(注 1) 独立法人化初年度のため前年度との比較はなく当年度のみとなっております。

(注 2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

④ 行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析

平成 22 年度の行政サービス実施コストは 10,694 百万円となっております。

表 行政サービス実施コストの経年比較

(単位：百万円)

区 分	平成 22 年度
業務費用	9,072
うち損益計算書上の費用	33,438
うち自己収入	△24,366
損益外減価償却累計額	676
損益外減損損失相当額	49
引当外退職給付増加見積額	101
機会費用	796
行政サービス実施コスト	10,694

(注 1) 独立法人化初年度のため前年度との比較はなく当年度のみとなっております。

(注 2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(2) 施設等投資の状況（重要なもの）

① 当事業年度中に完成した主要施設等

センター病院中央棟等（取得価格 20,994 百万円）

② 当事業年度において継続中の主要施設等の新設・拡充

国府台病院肝炎・免疫研究センター整備その他工事
教育研修等新築整備工事

③ 当事業年度中に処分した主要施設等

医療用器械等の除却（取得価格 10 百万円、減価償却累計額 2 百万円、
除却損 8 百万円）

(3) 予算・決算の概況

（単位：百万円）

区 分	22年度		
	予算額	決算額	差額
収 入			
運営費交付金	8,455	8,455	0
施設整備費補助金	742	0	△742
長期借入金等	700	0	△700
業務収入	19,383	19,938	555
その他収入	17,910	19,808	1,899
計	47,190	48,201	1,011
支 出			
業務経費	27,116	25,275	△1,841
施設整備費	15,431	5,731	△9,700
借入金償還	326	326	0
支払利息	305	289	△16
その他支出	1,813	1,531	△282
計	44,991	33,152	△11,839

(注1) 独立法人化初年度のため前年度との比較はなく当年度のみとなっております。

(注2) 計数はそれぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがあります。

(4) 経費削減及び効率化目標との関係

当法人においては、当中期目標期間終了年度における一般管理費（退職給付費用等を除く。）を、平成 21 年度に比して、15%削減することを目標としています。この目標を達成するため、平成 22 年度においては、職員へコスト意識の徹

底を図り、徹底的に無駄遣いを排除し経費削減を図ることを目指した業務運営体制の構築を行うとともに、業務の見直し等による委託費の見直し等に取り組んでおります。

(単位：百万円)

区 分	前年度	当中期目標期間	
	平成21年度	平成22年度	
	金額	金額	比率
一般管理費	783	674	86.0%

5. 事業の説明

(1) 財源構造

当法人の経常収益は 31,865 百万円で、その内訳は、運営費交付金収益 7,718 百万円（収益の 24.2%）、補助金等収益 14 百万円（0.1%）、診療報酬等の自己収入 24,012 百万円（75.4%）となります。

(2) 財務データ及び業務実績報告書と関連付けた事業説明

ア 研究事業

研究事業は、感染症その他の医療に関する国際的研究・開発を推進する事を目的としています。

事業の財源は、事務費及び事業費については、運営費交付金 1,121 百万円、その他 3 百万円となっています。

事業に要する費用は、業務費等 1,147 百万円となっています。

イ 臨床研究事業

臨床研究事業は、治療成績及び患者の QOL の向上につながる臨床研究及び治験等を目的としています。

事業の財源は、事務費及び事業費については、運営費交付金 1,439 百万円、研究収益 758 百万円、寄付金収益等 13 百万円となっています。

事業に要する費用は、業務費等 2,075 百万円となっています。

ウ 診療事業

診療事業は、感染症その他の患者及びその家族の視点に立った、良質かつ安全な医療を提供する事を目的としています。

事業の財源は、事務費及び事業費については、医業収益 22,850 百万円、運営費交付金 680 百万円、補助金等収益 14 百万円、寄附金収益等 39 百万円

となっています。

事業に要する費用は、業務費 23,139 百万円、財務費用等 290 百万円となっています。

エ 教育研修事業

教育研修事業は、感染症その他の医療に対する研究・医療の専門家(看護師、薬剤師等のコメディカル部門も含む。)の育成を積極的に行う事を目的としています。

事業の財源は、事務費及び事業費については、運営費交付金 1,776 百万円、研修収益等 35 百万円となっています。

事業に要する費用は、業務費 2,277 百万円となっています。

オ 情報発信事業

情報発信事業は、研究成果等や収集した国内外の最新知見等の情報を迅速かつ分かり易く、国民及び医療機関に提供する事を目的としています。

事業の財源は、事務費及び事業費については、運営費交付金等 226 百万円となっています。

事業に要する費用は、業務費等 212 百万円となっています。

カ 国際協力事業

国際協力事業は、海外へ技術者を派遣し医療に係る国際協力に関する調査及び研究並びに技術者の研修を行う事を目的としています。

事業の財源は、事務費及び事業費については、運営費交付金 712 百万円、研修収益等 13 百万円となっています。

事業に要する費用は、業務費等 620 百万円となっています。

キ 国立看護大学校事業

国立看護大学校事業は、国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行う事を目的としています。

事業の財源は、事務費及び事業費については、運営費交付金 702 百万円、教育収益等 277 百万円となっています。

事業に要する費用は、業務費等 854 百万円となっています。

以上

国立国際医療研究センター事業報告書

平成22年度の業績

平成22年度計画

中期計画

中期目標

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 研究・開発に関する事項

1. 研究・開発に関する事項
 センターは、感染症その他の疾患並びに国際保健医療協力を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力部、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組む研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療・研究機関との共同研究の推進を図る。また、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進する。

(1) 臨床を志向した研究・開発の推進

高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。

① 研究所と病院等、センター内の連携強化

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 研究・開発に関する事項

1. 研究・開発に関する事項
 センターは、感染症その他の疾患並びに国際保健医療協力を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力部、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組む研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療・研究機関との共同研究の推進を図る。また、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進する。

(1) 臨床を志向した研究・開発の推進

高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。

① 研究所と病院等、センター内の連携強化

・ それぞれの専門性を踏まえた上で、情報交換や意見交換を行い、相互の連携を図る。
 ・ 基礎研究の成果を臨床現場につなげるため、臨床研究支

第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 研究・開発に関する事項

1. 研究・開発に関する事項
 センターは、感染症その他の疾患並びに国際保健医療協力を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力部、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組む研究所の連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療・研究機関との共同研究の推進を図る。また、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した研究・開発等を総合的に進めていくとともに、国際保健医療協力に関する研究を推進する。

(1) 臨床を志向した研究・開発の推進

高度先駆的医療の開発及び標準医療の確立のため、臨床を指向した研究を推進し、優れた研究・開発成果を継続的に生み出していくことが必要である。このため、センターにおいて以下の研究基盤強化に努めること。

① 研究所と病院等、センター内の連携強化

1. 研究所と病院の連携強化
 臨床医学と基礎研究をつなぐ臨床家を育成するため、研究所・病院双方の関係者が一堂に会し、その具体的な方法について話し合う「Physician scientist育成にむけた懇話会」を平成23年1月26日に開催した。
 2. 臨床研究推進のための基盤整備
 病院内で臨床研究を円滑に進めるために、国際臨床研究センターの体制整備を図り、研究支援部の室長を新たに3名任命

<p>③ 研究・開発に係る企画及び評価体制の整備</p>	<p>支援・相談や、臨床データ・検体の登録等、臨床疫学的研究基盤を整備する。 これにより、研究開発費等による研究所等と病院の共同研究を毎年10件以上実施する。</p> <p>② 産官学等との連携強化 「革新的医薬品・医療機器創出のための5か年戦略」等を踏まえ、先駆的な技術・モノ・システムの開発・実用化に資する「医療クラスター」を形成する。企業、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との連携を図り、共同研究・委託研究を推進する。情報発信の仕組みを検討し、関係業界等との協議の場を設け、連携体制を整備する。</p> <p>・ 開発初期の臨床研究について外部機関等との共同研究数を10件以上とする。</p> <p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 センターの使命を果すための研究（研究開発費を含む。）を企画し、評価していく体制の強化を図る。</p>	<p>援・相談や、臨床データ・検体の登録等、臨床疫学的研究基盤を整備に着手する。</p> <p>② 産官学等との連携強化 ・ 企業、大学等の研究機関、大規模治験実施医療機関等との連携を図り、共同研究・委託研究を推進するための情報発信の仕組みを検討し、関係業界等との協議の場を設け、連携体制を整備する。</p> <p>・ 開発初期の臨床研究について外部機関等との共同研究数を10件以上とする。</p> <p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 ・ 研究開発費の評価委員会を設置し、企画・評価体制の充実を図る。</p>	<p>し、臨床研究を推進するための相談（患者登録体制の構築も含む）、倫理的事項の整理、研究実施状況の管理を行うための責任ある体制を整備した。 また、国際協力医学研究財団が行っていたデータマネジメント業務(JCRAC)を国際臨床研究センターが引き継ぎ、データセンター長とデータマネージャーを増強することで、臨床研究に必要なデータマネジメントの機能を当センターにおいて活用できる環境を整備した。</p> <p>② 産官学等との連携強化 1. 企業、大学等の研究機関との連携強化 平成22年度より、早稲田大学理工学部との間で、研究者同士の交流のための会合（WANGOの会）を開始し、共同研究を行いやすくする土壌の形成を図った。WANGOの会は、平成22年度に4回（9/8, 9/22, 10/20, 11/24）開催され、若手研究者の研究発表会や研究現場の見学会等を行った。 WANGOの会をきっかけに、既に当センター研究所の3つの研究部が、早稲田大学理工学部と協働の取り組み（共同研究や研究生受け入れ等）を行っている。 また、WANGOの会から拡大した取り組みとして、医療化学懇談会を組織し、3月23日にNGGM、早稲田大学、化学関連企業合同の会合を開催する予定であったが、震災のため延期となっている（平成23年5月に開催）。 なお、平成23年度には早稲田大学との包括協定締結に向け大学本部との間で協議を開始することとしている。 さらに、理化学研究所との間で、研究シーズに関する意見交換会として、当センター研究所の持っているシーズが、理化学研究所の行う産学連携で生まれるニーズにマッチングしているかについて検討する機会を持った。</p> <p>2. 外部機関等との共同研究 開発初期の臨床研究について、民間との共同研究は6件、大学との共同研究は1件行っている。</p> <p>③ 研究・開発の企画及び評価体制の整備 1. 研究開発費評価委員会の設置 研究開発費の評価にあたっては、独立行政法人化後、新たに全て外部委員からなる委員会の編成を行った。その際、事前評価委員会と中間・事後評価委員会を分離し、国の研究開発費に関する大綱的指針に準拠するように運営を行っている。委員会において適切な評価ができるよう、国際医療協力分野と疾病研究分野の評価委員会にはそれぞれの分野の専門家を配置し、大型研究の採択に当たっては、配点基準を示して点数化し、客観的な評価を取り扱うこと、多い医学研究者を配置した。なお、評価に当たっては、配点基準を提示して点数化し、客観的な評価に努めている。 また、事後評価及び中間評価の結果のうち、次年度の採択に有用な情報は共有できるように、事前評価委員会に連絡する体制をとっている。</p>
<p>④ 効果的な知的財産の管理、活用の推進</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進 センターにおける基礎研究成果を着実に知的財産につなげるため、知財に関する相談体制を整備するとともに知的財産を適切に管理する。</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進 ・ 職員に対し、知財に関する相談、説明会を開催するとともに、知財に関する相談・管理体制の充実について検討するための委員会を設置する。</p>	<p>④ 知的財産の管理強化及び活用推進 1. 知的財産に関する説明会開催及び相談体制の整備 職員の知財に対する理解と意識を高めるため、全職員を対象に知財に関する説明会を平成22年9月に開催した。 また、職員からの具体的な相談に対応するために、IPSN（知的財産戦略ネットワーク）と連携会員契約を締結し、職務発明の特許性の有無や出願戦略、出願特許のオプティマイズ（拒絶理由通知）への対応などの相談の受け付け体制を整備した。 さらに、センター内の関連部署による知財に関する相談・管理体制の充実について検討するための委員会を設置し、懸念事項の整理を行った。職務発明委員会の審査する発明届に判定に必要な要件を追加し、平成23年1月から発明届案件に通し番号をつけて事務処理に混乱がないよう整備した。 【新規発明出願件数（国内）】 平成22年度 4件（すべて企業・大学等との共願）</p>

<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>治験等の臨床研究を病院内で高い倫理性・透明性をもって円滑に実施するための基盤の整備に努めること。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>センターにおいては、最新の知見に基づき、治療成績及び患者QOLの向上につながる臨床研究（治験を含む。）を推進する。そのため、センターで実施される臨床研究に対する裏手・規制要件の専門家を含めた支援部門の整備を行う等臨床研究を病院内で円滑に実施するための基盤の整備を図る。</p> <p>このため、治験申請から症例登録（First patient in）までを平均60日以内とする。</p>	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨床研究について、病院内で円滑に実施するための基盤の整備に着手する。また、治験申請から症例登録（First patient in）までの期間を平均110日とする。 	<p>(2) 病院における研究・開発の推進</p> <p>① 臨床研究機能の強化</p> <p>1. 臨床研究推進のための基盤整備</p> <p>病院内で臨床研究を円滑に進めるために、国際臨床研究センターの体制整備を図り、研究支援部の室長を新たに3名任命し、臨床研究を推進するための相談（患者登録体制の構築も含む）、倫理的事項の整理、研究実施状況の管理を行うための責任ある体制を整備した。</p> <p>また、国際協力医学研究財団が行っていたデータマネジメン業務(JCRAC)を国際臨床研究センターが引き継ぎ、データセンター長とデータマネジャーを増強することで、臨床研究に必要なデータマネジメンの機能を当センターにおいて活用できる環境を整備した。</p> <p>【治験申請から症例登録までの期間】 平成23年3月時点で、平均110日を達成した。</p>
<p>(2) 倫理性・透明性の確保</p> <p>高い倫理性・透明性が確保されるよう、臨床研究等については、倫理審査委員会等を適正に運営する。</p> <p>また、センター職員の研究倫理に関する知識の向上を図るとともに、センターで実施している治験等臨床研究について適切に情報開示し、さらに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。</p>	<p>(2) 倫理性・透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 高い倫理性・透明性が確保されるよう臨床研究等については、倫理審査委員会等を適正に運営する。また、職員の研究倫理に関する講習会を開催するとともに、臨床研究の実施に当たっては、患者及び家族に対して十分な説明を行う。 	<p>(2) 倫理性・透明性の確保</p> <p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>1. 倫理委員会における取組</p> <p>倫理委員会は、一般と遺伝子解析研究の2つを設置し、それぞれの委員会に、国の定める各種指針に必要とされる外部専門家を加え、審査を行っている。</p> <p>平成22年度は、定期開催分として、一般8回、遺伝子解析4回を開催し、非定期開催として、センター病院において発生した倫理的検討を加える必要のあった事案（患者の信仰と医療的に必要な介入の相反）について1回開催した。</p> <p>また、研究に従事する職員の研究倫理の向上を図るため、平成22年度より臨床研究認定制度を設け、平成23年度以降の倫理委員会への申請に必須の資格とした。本制度に基づき、認定対象講演会を戸山地区と国府台地区において、それぞれ4回ずつ開催し、のべ858名の参加があった。そのうち2回以上参加した者は、307名となった。</p> <p>さらに、臨床研究を行う際には、必ず倫理委員会の審議を必要としており、倫理委員会では、患者・家族への説明文書と同意の取得について検討を加え、倫理委員会の指摘事項を遵守することを条件に臨床研究の実施を許可している。</p> <p>なお、これら倫理委員会の結果については、ホームページで公表している。</p>	<p>(2) 倫理性・透明性の確保</p> <p>② 倫理性・透明性の確保</p> <p>1. 倫理委員会における取組</p> <p>倫理委員会は、一般と遺伝子解析研究の2つを設置し、それぞれの委員会に、国の定める各種指針に必要とされる外部専門家を加え、審査を行っている。</p> <p>平成22年度は、定期開催分として、一般8回、遺伝子解析4回を開催し、非定期開催として、センター病院において発生した倫理的検討を加える必要のあった事案（患者の信仰と医療的に必要な介入の相反）について1回開催した。</p> <p>また、研究に従事する職員の研究倫理の向上を図るため、平成22年度より臨床研究認定制度を設け、平成23年度以降の倫理委員会への申請に必須の資格とした。本制度に基づき、認定対象講演会を戸山地区と国府台地区において、それぞれ4回ずつ開催し、のべ858名の参加があった。そのうち2回以上参加した者は、307名となった。</p> <p>さらに、臨床研究を行う際には、必ず倫理委員会の審議を必要としており、倫理委員会では、患者・家族への説明文書と同意の取得について検討を加え、倫理委員会の指摘事項を遵守することを条件に臨床研究の実施を許可している。</p> <p>なお、これら倫理委員会の結果については、ホームページで公表している。</p>

(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

これら研究基盤の強化により、詳細を別紙に示した研究・開発を着実に推進すること。

(別紙)

1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

近年におけるグローバル化に伴い、世界の新興・再興感染症の蔓延やアウトブレイクが危惧されるほか、健康指標の地域間格差の拡大と貧困が深刻化する一方、途上国が近代化を進める中でライフスタイルの変化に伴う糖尿病等生活習慣病の激増も大きな問題となってきた。

このため、センターは、エビデンスを着実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与するため、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、病院、国際医療協力部、研究所の連携を基盤として国内外の医療機関、研究機関、学会との共同研究の一層の推進を図ること。

また、感染症その他の疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究の推進や、疫学研究等による日本人のエビデンスの収集から、予防医学技術の開発、基礎医学の成果を活用した橋渡し研究、臨床に直結した研究・開発等を総合的に進めていくこと。

このため、平成21年度に比し、中期目標の期間中に、論文誌への掲載論文数をセンター全

(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

別紙1参照

(別紙1)

1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

センターは、国際保健医療協力を軸とし、感染症その他の疾患を中心課題として、高度総合医療を担う病院、途上国に対する社会医学分野の研究・開発を担う国際医療協力部、疾患の発症機序の解明につながる基礎的研究をはじめ、先駆的な診断・治療法の開発を目指す橋渡し研究並びに臨床研究に取り組み研究所との連携を基盤としながら、これまでの国際保健医療協力の実績を基礎として国内外の医療・研究機関、学会との共同研究の一層の推進を図る。

また、エイズ治療・研究開発センター、国際疾病センター、糖尿病研究センター、肝炎・免疫研究センターの機能を活かし、次の研究を推進する。

ア エイズについては、日本人に適用した治療法のための研究として多施設による無作為割付け臨床試験(ET study)をACC主導で実施(厚生労働科研究費エイズ対策研究事業：多施設共同研究を通じて新規治療戦略作成に関する研究。②長期治療を考慮に入れた薬剤耐性出現や薬剤の副作用の研究として多施設による無作為割付け臨床試験(SPARE study)をACC主導で開始(厚生労働科研究費エイズ対策研究事業：多施設共同研究による新規治療戦略作成に関する研究。③肝炎合併症患者の最適な治療法の研究など)の実施計画に対し自己骨髄細胞投与療法をACC/消化器科/血液内科/麻酔科と共同で開始(国際医療研究開発重点研究：肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄細胞投与療法の有効性と安全性に関する研究)。また、これ以外にも日本におけるHIV感染症の病態解明のためのコホートの立ち上げや薬剤耐性サーベイランスも実施した。

イ 新興・再興感染症については、感染症及び関連疾患の発生要因、病態解明につながる基礎研究、臨床研究を実施

(3) 担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進

1. 重点的な研究・開発戦略の考え方

ア エイズに関しては、①日本人に適用した治療法のための研究として多施設による無作為割付け臨床試験(ET study)をACC主導で実施(厚生労働科研究費エイズ対策研究事業：多施設共同研究を通じて新規治療戦略作成に関する研究。②長期治療を考慮に入れた薬剤耐性出現や薬剤の副作用の研究として多施設による無作為割付け臨床試験(SPARE study)をACC主導で開始(厚生労働科研究費エイズ対策研究事業：多施設共同研究による新規治療戦略作成に関する研究。③肝炎合併症患者の最適な治療法の研究など)の実施計画に対し自己骨髄細胞投与療法をACC/消化器科/血液内科/麻酔科と共同で開始(国際医療研究開発重点研究：肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄細胞投与療法の有効性と安全性に関する研究)。また、これ以外にも日本におけるHIV感染症の病態解明のためのコホートの立ち上げや薬剤耐性サーベイランスも実施した。

イ 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)(ヒト感染)や新型インフルエンザ(2009インフルエンザH1N1)は、死亡率が高く、有効な治療法も確立していない。我が国では、幸いH5N1のヒト感染例は未だ報告されていないが、高リスク要因である鳥類・家禽類間でのH5N1アウトブレイクは日本でも頻発しており、将来への備えは急務である。

また、2009年4月末にメキシコ・米国から報告された新型インフルエンザについて、ベトナム及びメキシコの中央基幹病院及び連携機関との協体制を構築し、研究活動を展開した。H5N1肺炎に対する包括的治療戦略(Comprehensive Therapy for human H5N1:CT-human H5N1)の継続と強化、インフルエンザの重症化への影響要因(社会経済因子、環境因子など)を調査、分析、国際比較、ベトナムにおける重症呼吸器感染症の原因病原微生物調査、ヒト剖検例、動物実験からの病理像の解明研究を重点テーマとして研究展開を図った。

さらに、富山化学工業株式会社、第一三共株式会社との産学共同プロジェクトも実施し、外部資金の獲得と開発中の抗ウイルス剤を使用するための基礎研究、臨床研究を可能とした。

係る数値目標を設定するなど、センターが達成すべき研究成果の内容とその水準を明確化及び具体化すること。

10%以上の増加を図ることとする

糖尿病については、発生要因、病態解明につながる基礎・臨床研究を進め、体質や生体指標、心理的背景に依拠した糖尿病の診療を通じて、個人々人に対する有効な治療のエビデンスを創出するための研究を実施

エ 肝炎については、本邦の肝炎の大半を占める肝炎ウイルスに対する治療法の確立を目指すための、研究体制を確立

・ 国際保健医療協力に関する研究を推進していくことで、科学的根拠を着実に創出し、我が国のみならず国際保健の向上に寄与する。

・ 平成21年度に比し、中期目標の期間中に、論文誌への掲載論文数をセンター全体で10%以上の増加を目指す。

2. 具体的方針

(1) 疾病に着目した研究

① 感染症その他の疾患の本態解明

科学技術のイノベーションを常に取り入れ、分子・細胞から個体に至るものまでを研究対象にすることにより、感染症その他の疾患の疾病メカニズムを解明し、予防・診断・治療への応用の糸口となる研究を推進する。

2. 具体的方針

(1) 疾病に着目した研究

① 疾患の本態解明

感染症その他の疾患について、発症機序や病態の解明につながる以下の研究を実施する。

- ・ HIVの新規感染者の薬剤耐性に関する研究等、病態及び免疫に関する研究
- ・ 新興・再興感染症について、病態解明に関する基礎・臨床研究
- ・ 糖尿病について、発症機序並びに関連遺伝子と生体指標に関する研究
- ・ ウイルスを原因とする慢性肝疾患について、病態の進展に関わるウイルス側因子とホスト側因子の解明等の研究・免疫に関連する疾患の病因

2. 具体的方針

(1) 疾病に着目した研究

① 疾患の本態解明

感染症その他の疾患について、発症機序や病態の解明につながる次の研究を実施する。

- ・ HIVの新規感染者について耐性検査の実施、薬剤耐性状況の把握及び遺伝子解析
- ・ 新興・再興感染症について、病態解明に関する基礎・臨床研究

ウ 研究所の臓器障害研究が行うプロテオームを用いた糖尿病合併症マーカー探索に協力し、対象となる入院患者の検体収集を終了。今後、外来患者に拡大して検体収集を行う予定。研究所の3研究部では、基盤的研究を継続している。糖尿病研究センターとして、診療・研究部門合同で、月1回定期的にセミナーおよび会議を行っている。

インスリン抵抗性の指標と経口血糖降下薬に関する研究の計画を行った。施設共同研究による遺伝因子の研究を継続し、9月に成果を発表している。また日本糖尿病学会と覚書を交わし、1型糖尿病調査委員会と、日本人1型糖尿病に関する共同研究を開始した。

センター病院に通院中の合併症を有する2型糖尿病患者を対象に、①核医学を用いた無症候性虚血性心疾患の頻度調査、②治療中にインスリン抗体を産生するようになった患者のインスリンの用法・用量の検討、③見守りによる自己管理の困難な高齢糖尿病患者の血糖コントロール改善の検討を行い、5月の日本糖尿病学会総会で発表した。

エ 国府台病院の旧図書館を肝炎ウイルス専用の研究室に改築し、そこに次世代シーケンサーをはじめとする宿主因子を測定するための設備機器と肝炎患者血清中や肝臓中の肝炎ウイルスを測定する測定機器の導入を行った。さらにそれらの稼働が始まった。

・ 国際保健医療協力に関する研究においては、平成22年度から「国際共同研究基盤整備に関する研究」を開始し、ベトナムバクマイ病院との間で協定を締結するために必要な連携の在り方の検討、昨年度に指定を受けたWHO協力センター(WCC)としての活動内容及び活動計画の策定、さらに、バン格拉デシュのグラミン銀行やインドネシアのスリアンティサイロツン病院、ミャンマー保健省、台湾保健省等との連携の在り方やネットワーク構築について研究を実施中である。

・ Web of Science で検索される研究論文のうち、平成22年に出版されたものは252編あり、平成21年の204編を上回り、10%以上の増加となった。また、被引用数合計は、平成22年では4,475件であり、平成21年の4,062件を上回り、順調に増加傾向で推移している。

(Web of Science)での検索は、暦年ではできないので、年度ではなく暦年で集計をしている。また被引用数合計を調べるための過去データは1980年以降のデータを活用した。))

2. 具体的方針

(1) 疾病に着目した研究

① 疾患の本態解明

・ HIVの新規感染者について耐性検査の実施、薬剤耐性状況の把握及び遺伝子解析を行った。

イ 新興・再興感染症については、以下の研究を行った。

- ① 包括的治療戦略(Comprehensive Therapy for human H5N1:CT-human H5N1)過去の症例についての詳細な治療方法、臨床情報、疫学情報を収集し、死亡率の低下に寄与しうる治療方法(CT-human H5N1)を開発した。
- その結果、CT-human H5N1でのプロトコールに基づく治療により、2010年にベトナムから報告されたH5N1感染患者7例のうち、3例の救命に成功した。

	<p>解明の基盤となる研究</p>	<p>ウ 糖尿病及びその合併症について、病態解明に関する基礎・臨床研究</p> <p>エ ウイルスを原因とする慢性肝炎について、病態の進展に関わるウイルス側因子とホスト側因子の解明のため、次世代シークエンサーを利用した研究体制の構築</p> <p>オ 免疫に関する疾患の病因解明の基盤となる基礎・臨床研究</p>	<p>② ベトナムにおける新型インフルエンザ（パンデミック H1N1 2009）に対する包括的治療戦略 (Comprehensive Therapy for human H5N1: CT-human H5N1) の実施</p> <p>ベトナムでの重症例についての臨床情報を集積した。日越共同プロトコルを作成し、バクマイ病院及びベトナム国保健省の倫理委員会の承認を得、診療体制等の整備をし、本プロトコルでの治療方法を実現した。新型インフルエンザ重症肺炎については、その病態がH5N1感染の肺炎と類似しており、ベトナム北部の2例の新型インフルエンザ（pandemic H1N1 2009）重症肺炎の救命に成功した。</p> <p>③ メキシコにおける新型インフルエンザ（パンデミックH1N1 2009）死亡例の病理像の解明研究</p> <p>国立呼吸器疾患センター（INER/メキシコシティ）での2009H1N1 インフルエンザウイルス感染死亡例29例について、肺病理像の解明を行い、新型インフルエンザの重症肺炎についての病態、重症化機序を考察した。</p> <p>④ インフルエンザが重症肺炎に対する動物実験からの病理像の解明研究</p> <p>インフルエンザ感染の重症化のメカニズムを解明するため、マウスのインフルエンザ感染重症化モデルの詳細な検討を行った。</p> <p>マウスにインフルエンザH1N1を感染させると7～10日で全頭死亡した。死亡したマウスの肺のマクロ及びミクロ病理学的解析により、diffuse alveolar damage (DAD)が肺全体に観察された。この病理組織像は、H5N1及びH1N1によるヒトでのインフルエンザ肺炎の重症化の急性呼吸促進候群acute respiratory distress syndrome (ARDS)の際の病理組織像と一致していた。</p> <p>ウ 研究所の臓器障害研究部が行うプロトオームを用いた糖尿病合併症マーカー探索に協力し、対象となる入院患者の検体収集を終了した。今後、外来患者に拡大して検体収集を行う予定である。研究所の3研究部では、基盤的研究を継続している。糖尿病研究センターとして、診療・研究部門合同で、月1回定期的にセミナーおよび会議を行っている。</p> <p>エ 慢性肝炎について病態の進展に関与するホスト側因子の解明のため、肝炎ウイルスに感染するchimpanzeeと、それ以外のサル種の遺伝子配列を次世代シークエンサーで決定できるように、各種サルDNAの収集を行い、約30検体の収集が終わった。また、ウイルス側因子を測定するために、各種病態患者約600検体の収集を行った。</p> <p>オ 免疫に関する疾患の病因解明の基盤となる基礎・臨床研究について</p> <p>① 新規細胞培養技術：正常な消化管上皮の三次元長期培養法を確立し、これを用いてマウス前癌病変から癌幹細胞としての機能を持つ細胞分離に成功した。</p> <p>② 新規抗炎症剤の開発：ケモカイン抑制活性と、マクロファージからの炎症性サイトカイン抑制作用を併せ持つ低分子化合物を新たに得た。</p> <p>③ 自己免疫性腸炎（セリアック病）の病態形成機構：リスクファクターとして報告されたLnk/Sh2b3が、成熟T細胞の機能制御にも加担することを明らかにした。その機能障害によりIL-15反応性の亢進や増殖が生じることを示した。</p> <p>④ 慢性炎症・心血管障害の治療標的：インテグリンを介するシグナルに関与する新しい制御系を発見した。血小板の凝集や活性化に必要なことを明らかにした。</p> <p>⑤ 接触性過敏症の発症機構：サイトカインTSLPによる皮膚樹状細胞の活性化が接触性過敏症反応の発症に必須であることを報告した。</p> <p>⑥ 胃特異的発現を示す新規遺伝子の機能解析によって、ストレスや感染に対する胃粘膜防御システムの新しい制御因子を</p>
--	-------------------	--	---

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業績
<p>② 感染症その他の疾患の実態把握 我が国の感染症その他の疾患の罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移の把握、疫学研究による感染症その他の疾患のリスク・予防要因の究明等、感染症その他の疾患の実態把握に資する研究を推進する。</p>	<p>② 疾患の実態把握 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等のパンデミック感染症、結核、マラリア等の新興・再興感染症及び糖尿病等に関する疫学研究を進めるとともに、ウイルス性肝炎の感染状況やインターフェロン治療に関する実態把握を行う。疫学研究により、罹患、転帰その他の状況等の実態及びその推移に関するデータを分析し、感染症その他の疾患についてのリスク・予防要因の究明等、実態把握に資する研究を実施する。</p>	<p>② 疾患の実態把握 ・ 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)、新型インフルエンザ等のパンデミック感染症、結核、マラリア等の新興・再興感染症及び糖尿病等に関する疫学研究を進める。 ・ ウイルス性肝炎の感染状況(特にHIVと肝炎ウイルスの重複感染)やインターフェロン治療に関する実態把握のための疫学研究を行う。</p>	<p>明らかにした。</p> <p>② 疾患の実態把握 ・ 新興・再興感染症分野では以下のような取り組みを行った。 ① 国立呼吸器疾患センター(INER/メキシコシティ)における2009H1N1インフルエンザウイルス感染入院症例における死亡への影響因子の解明 2009年3月～2010年3月までのパンデミック(H1N1)2009感染での入院・挿管された症例79例(内、死亡30例)について、死亡へのリスク因子を検討した。 ② インフルエンザの重症化への社会的要因の調査 国立呼吸器疾患センター(メキシコシティ)にて、患者(302名)の社会経済的背景についてのアンケート調査を実施し、感染・重症化への社会経済的な側面からの影響因子を検討した。 ③ ベトナム北部省病院における重症肺炎症例報告システムの構築 ベトナム北部18省の省病院とバクマイ病院－国立国際医療研究センターの間における、重症急性呼吸器感染症ネットワークの構築を試み、省病院からの月例報告として、急性呼吸器感染症の受診者数、確定病名の内訳、重症肺炎患者数、重症例数、H5N1疑い症例数、近隣でのH5N1アウトブレイク情報などについての情報収集システムを構築した。 ・ エイズ治療研究開発センターでは、NCGM国際疾病開発費による肝炎グループの研究班に分担研究者として参加し、HIVと肝炎の重複感染の実態調査を実施した。また、B型肝炎が蔓延しているアジア諸国における治療導入後の実態調査、疫学調査に関し文部科学省海外拠点プログラム研究費にて実施している。</p> <p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 ア ACCでは平成22年度の重点研究として肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄輸注療法の治療研究を計画、厚労省再生治療委員会に臨床研究の実施を申請、平成23年1月に厚生労働大臣からの実施許可を得て、平成23年3月に1例目を実施した。また、日本人に適した、副作用を回避する治療法として、逆転写酵素阻害薬を使用しない新しい治療法開発のための臨床試験(SPARE study)を計画、倫理委員会の承認を得て多施設共同無作為対照試験を開始した。</p> <p>イ 新興・再興感染症の診断・検査、治療技術開発として、以下に取り組んだ。 ① オセルトミビルの早期投与に対するインフルエンザ肺炎の発生及び重症化への効果の検討 国立呼吸器疾患センター(INER/メキシコシティ)におけるパンデミックH1N12009ウイルス感染の患者を対象としたオセルトミビルの早期投与に対する肺炎の発生及び重症化、入院期間に与える影響の評価を行った。</p>
<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防法や、早期診断技術、治療法の開発に資する研究や標準的な予防、診断、治療法の確立に資する以下の研究を推進する。 ・ HIV・エイズについて、効果的な患者教育や国民に対する予防啓発等に関する研究や、新たな治療法の開発に資する臨床研究 ・ 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)を含む新興・再興感染症の診断、検査、治療技術の開発に向けた研究 ・ 糖尿病について、患者個人に対する有効な治療や予防の科学的根拠を創出するための研究 ・ 肝疾患について、診断法及び治療法の確立を目指す</p>	<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 ・ 感染症その他の疾患に対する高度先駆的な予防法や、早期診断技術、治療法の開発に資する研究や標準的な予防、診断、治療法の確立に資する研究として次の研究を推進する。 ア 肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄輸注療法の治療研究を開始 新たな治療法開発のための多施設共同臨床試験に関する計画の検討 イ 高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)を含む新興・再興感染症の診断、検査、治療技術の開発に向けた研究</p>	<p>③ 高度先駆的及び標準的な予防、診断、治療法の開発の推進 ア ACCでは平成22年度の重点研究として肝硬変を有するHIV感染者に対する自己骨髄輸注療法の治療研究を計画、厚労省再生治療委員会に臨床研究の実施を申請、平成23年1月に厚生労働大臣からの実施許可を得て、平成23年3月に1例目を実施した。また、日本人に適した、副作用を回避する治療法として、逆転写酵素阻害薬を使用しない新しい治療法開発のための臨床試験(SPARE study)を計画、倫理委員会の承認を得て多施設共同無作為対照試験を開始した。</p> <p>イ 新興・再興感染症の診断・検査、治療技術開発として、以下に取り組んだ。 ① オセルトミビルの早期投与に対するインフルエンザ肺炎の発生及び重症化への効果の検討 国立呼吸器疾患センター(INER/メキシコシティ)におけるパンデミックH1N12009ウイルス感染の患者を対象としたオセルトミビルの早期投与に対する肺炎の発生及び重症化、入院期間に与える影響の評価を行った。</p>	

国立国際医療研究センター事業報告書

平成22年度の業務の実績

平成22年度計画

中期計画

中期目標

<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p> <p>「新成長戦略（基本方針）」（平成21年12月30日閣議決定）においては、ライフ・イノベーションによる健康大国戦略として、革新的な医薬品開発・介護技術の研究開発・実用化の促進が求められている。</p> <p>この趣旨を踏まえ、感染症その他の疾患に関する研究成果等を安全かつ速やかに臨床現場へ応用するために、医薬品及び医療機器の開発（適応拡大を含む。）の現況を把握し、以下の研究を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズについて、国内未承認の医薬品、医療機器に関する臨床研究 高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）を含む新興・再興感染症の診断検査薬 	<p>研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 免疫に関する疾患の治療及び重症化予防の標的と方法を探索する研究 <p>また、研究に必要な、バイオリソースや臨床情報を収集し、解析を行う研究を実施する等、その有効な活用を図る。</p>	<p>ウ 肝疾患について、診断法及び治療法の確立を目指す基礎的な研究</p> <p>エ 糖尿病について、患者個人に対する有効な治療や予防の科学的根拠を創出するための研究</p> <p>オ 免疫に関する疾患の治療及び重症化予防の標的と方法を探索する研究</p>	<p>ウ 慢性肝炎の診断法として、宿主側因子としては、IL28BとITPAの各々のSNPの測定法を確立した。一方、ウイルス側要因としてHCV core70、91の測定法とHBVのPC、CP測定法を確立したので、両者を実際の患者で測定に入った。</p> <p>エ センター病院に通院中の合併症を有する2型糖尿病患者を対象に、①核医学を用いた無症候性虚血性心疾患の頻度調査、②治療中にインスリン抗体を産生するようになった患者のインスリンの用法・用量の検討、③見守りによる自己管理の困難な高齢糖尿病患者の血糖コントロール改善の検討を行い、5月の日本糖尿病学会総会で発表した。</p> <p>オ 免疫分野における診断・検査、治療技術開発として、以下に取り組んだ。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 炎症性腸疾患の重症化機構：TNF-αスーパーファミリー分子が、潰瘍性大腸炎の劇症型発症に関与することを新たに見いだした。 ② 炎症性腸疾患の新規治療法開発：合成レチノイドにTh1型免疫とマクロファージからのサイトカイン抑制作用抑制活性のあることを見いだし、治療抵抗性クローン病への応用の基盤となる結果をえた。 ③ 炎症及び骨折治療の新規標的：血管新生の促進や骨再生の亢進に抑制性アダプターLnk/Sh2b3経路の阻害が有用であることを明らかにし、骨折治療への応用の可能性を報告した。 ④ 細胞療法による炎症及び創傷治療：神経損傷の治療に有効な新しいアプローチを提示した。脊髄損傷モデル動物における損傷部の血管新生や軸索再生にLnk欠損5）骨髄前駆細胞の移植が促進的に働くことを明らかにした。新たな自己免疫疾患の発症機構：サイトカインTSLPが、Th2細胞およびそこから産生されるIL-4依存的に自己免疫疾患を引き起こすことを新たに見出した。 <ul style="list-style-type: none"> バイオリソースの活用について、ナショナルセンターが共同して、収集・管理に当たる仕組みについて、検討を開始したところ。当センターは、生活習慣病や感染症を中心としたバイオバンクの構築を構想しており、平成23年度運営費交付金の特別枠を要求し、その構築の端緒を得た。 臨床情報の収集方法及びその有効な活用法の検討の一環として、病院情報システム（電子カルテ）に実装したデータベースの活用法について検討を行い、臨床研究に利用できる環境整備に着手した。
<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p>	<p>④ 医薬品及び医療機器の開発の推進</p>

国立国際医療研究センター事業報告書

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業績
<p>拡大を含む。))、特に高度に専門的な知識や経験が要求される等実施に困難を伴う治験・臨床研究の実現を目指した研究を推進する。</p> <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが、国内では未承認の医薬品、医療機器について、治験等臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の10%以上の増加を図ること。</p>	<p>や治療薬等に関する研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 糖尿病の医薬品開発に資する研究・肝疾患の診断法及び治療法の確立を目指す研究(再掲) <p>また、海外では有効性と安全性が検証されているが国内では未承認の医薬品・医療機器について、治験をはじめとする臨床研究を推進する。</p> <p>これらにより、平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の10%以上の増加を目指す。</p>	<p>ア HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品や医療機器に関する臨床研究</p> <p>イ 新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向けた研究</p>	<p>ア HIV・エイズにおける国内未承認の医薬品や医療機器に関する臨床研究として、国内未承認の抗ウイルス薬のアドバンスと赤痢アメーバのシスト駆除薬であるパロモマイシンを個人輸入にて使用した。また、新しいウイルス量測定方法に関する臨床研究を実施した。</p> <p>イ 新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向け、以下の取り組みを行った。</p> <p>① T-705 (臨床試験抗ウイルス薬/富山化学) を使用してのH5N1感染の治療効果に対する評価研究 (Phase II) Phase II臨床試験を富山化学工業・バクマイ病院-国立国際医療研究センターの三者で産学共同臨床治験として開始した。</p> <p>*T-705: 富山化学工業(株)開発。臨床治験(季節性インフルエンザに対するPhase III試験)終了。2011年3月に販売承認申請。</p> <p>② 新規抗ウイルス薬ラニミビル(商品名イナビル)(2010年9月10日製造承認/第一三共株式会社)の効果的投与方法の検討の為に動物実験 重症インフルエンザの病態解明及び新規治療方法の検討の為に動物実験を実施した。本研究には、神戸大学大学院医学研究科及び第一三共株式会社との共同研究も実施した。</p>
<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>感染症その他の疾患に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症その他の疾患に関する医療の質を評価する信頼性・妥当性のある指標の開発を行うとともに、以下の研究を実施することで、医療の均てん化を図る。 HIV・エイズについて、包括ケア及び長期療養に必要なプロトコルの作成 新興・再興感染症、糖尿病 	<p>ウ C型慢性肝炎の治療効果の簡易な判定手法に関する研究</p> <p>エ 糖尿病について、医薬品等による有効な治療に関する介入研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成21年度に比し、中期目標の期間中に、臨床研究実施件数(倫理委員会にて承認された研究をいう。)及び治験(製造販売後臨床試験も含む。)の実施件数の合計数の10%以上の増加を目指す。 	<p>ウ C型慢性肝炎の治療効果の簡易な判定手法に関する研究として、インターフェロン治療の効果予測として、実際の患者でL28BSNP測定を開始した。また、インターフェロン治療による副作用である貧血の予知のためのITPA SNPの測定を開始したとして、どれ位の確率で本当に予測可能なかの検討を開始した。</p> <p>エ ①当院外来通院中の高コレステロール血症を合併する2型糖尿病患者および非糖尿病患者に対してezetimibeを投与し、その効果と安全性を検討する介入研究を終了。5月の日本糖尿病学会総会で発表し、関連雑誌に掲載された。また、②経口血糖降下薬の有効性に関する研究を検討中である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 治験を含む臨床研究の合計実施数は、平成22年度で260件となっており、平成21年度214件に比して21%増となっている。
<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>感染症その他の疾患に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症その他の疾患に関する医療の質を評価するための指標について、検討に着手する。 次の研究を実施することで、医療の均てん化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズについて、包括ケアプロトコルの作成に着手 	<p>イ 新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向けた研究</p>	<p>① T-705 (臨床試験抗ウイルス薬/富山化学) を使用してのH5N1感染の治療効果に対する評価研究 (Phase II) Phase II臨床試験を富山化学工業・バクマイ病院-国立国際医療研究センターの三者で産学共同臨床治験として開始した。</p> <p>*T-705: 富山化学工業(株)開発。臨床治験(季節性インフルエンザに対するPhase III試験)終了。2011年3月に販売承認申請。</p> <p>② 新規抗ウイルス薬ラニミビル(商品名イナビル)(2010年9月10日製造承認/第一三共株式会社)の効果的投与方法の検討の為に動物実験 重症インフルエンザの病態解明及び新規治療方法の検討の為に動物実験を実施した。本研究には、神戸大学大学院医学研究科及び第一三共株式会社との共同研究も実施した。</p>
<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>感染症その他の疾患に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症その他の疾患に関する医療の質を評価するための指標について、検討に着手する。 次の研究を実施することで、医療の均てん化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズについて、包括ケアプロトコルの作成に着手 	<p>イ 新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向けた研究</p>	<p>① T-705 (臨床試験抗ウイルス薬/富山化学) を使用してのH5N1感染の治療効果に対する評価研究 (Phase II) Phase II臨床試験を富山化学工業・バクマイ病院-国立国際医療研究センターの三者で産学共同臨床治験として開始した。</p> <p>*T-705: 富山化学工業(株)開発。臨床治験(季節性インフルエンザに対するPhase III試験)終了。2011年3月に販売承認申請。</p> <p>② 新規抗ウイルス薬ラニミビル(商品名イナビル)(2010年9月10日製造承認/第一三共株式会社)の効果的投与方法の検討の為に動物実験 重症インフルエンザの病態解明及び新規治療方法の検討の為に動物実験を実施した。本研究には、神戸大学大学院医学研究科及び第一三共株式会社との共同研究も実施した。</p>
<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>感染症その他の疾患に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症その他の疾患に関する医療の質を評価するための指標について、検討に着手する。 次の研究を実施することで、医療の均てん化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズについて、患者支援調整官が研究班として包括ケアプロトコルの作成に着手、看護支援調整官が班研究として長期療養プロトコルの作成のための実態調査に着手した。 	<p>イ 新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向けた研究</p>	<p>① T-705 (臨床試験抗ウイルス薬/富山化学) を使用してのH5N1感染の治療効果に対する評価研究 (Phase II) Phase II臨床試験を富山化学工業・バクマイ病院-国立国際医療研究センターの三者で産学共同臨床治験として開始した。</p> <p>*T-705: 富山化学工業(株)開発。臨床治験(季節性インフルエンザに対するPhase III試験)終了。2011年3月に販売承認申請。</p> <p>② 新規抗ウイルス薬ラニミビル(商品名イナビル)(2010年9月10日製造承認/第一三共株式会社)の効果的投与方法の検討の為に動物実験 重症インフルエンザの病態解明及び新規治療方法の検討の為に動物実験を実施した。本研究には、神戸大学大学院医学研究科及び第一三共株式会社との共同研究も実施した。</p>
<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>感染症その他の疾患に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症その他の疾患に関する医療の質を評価するための指標について、検討に着手する。 次の研究を実施することで、医療の均てん化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズについて、患者支援調整官が研究班として包括ケアプロトコルの作成に着手、看護支援調整官が班研究として長期療養プロトコルの作成のための実態調査に着手した。 	<p>イ 新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向けた研究</p>	<p>① T-705 (臨床試験抗ウイルス薬/富山化学) を使用してのH5N1感染の治療効果に対する評価研究 (Phase II) Phase II臨床試験を富山化学工業・バクマイ病院-国立国際医療研究センターの三者で産学共同臨床治験として開始した。</p> <p>*T-705: 富山化学工業(株)開発。臨床治験(季節性インフルエンザに対するPhase III試験)終了。2011年3月に販売承認申請。</p> <p>② 新規抗ウイルス薬ラニミビル(商品名イナビル)(2010年9月10日製造承認/第一三共株式会社)の効果的投与方法の検討の為に動物実験 重症インフルエンザの病態解明及び新規治療方法の検討の為に動物実験を実施した。本研究には、神戸大学大学院医学研究科及び第一三共株式会社との共同研究も実施した。</p>
<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>感染症その他の疾患に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症その他の疾患に関する医療の質を評価するための指標について、検討に着手する。 次の研究を実施することで、医療の均てん化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズについて、患者支援調整官が研究班として包括ケアプロトコルの作成に着手、看護支援調整官が班研究として長期療養プロトコルの作成のための実態調査に着手した。 	<p>イ 新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向けた研究</p>	<p>① T-705 (臨床試験抗ウイルス薬/富山化学) を使用してのH5N1感染の治療効果に対する評価研究 (Phase II) Phase II臨床試験を富山化学工業・バクマイ病院-国立国際医療研究センターの三者で産学共同臨床治験として開始した。</p> <p>*T-705: 富山化学工業(株)開発。臨床治験(季節性インフルエンザに対するPhase III試験)終了。2011年3月に販売承認申請。</p> <p>② 新規抗ウイルス薬ラニミビル(商品名イナビル)(2010年9月10日製造承認/第一三共株式会社)の効果的投与方法の検討の為に動物実験 重症インフルエンザの病態解明及び新規治療方法の検討の為に動物実験を実施した。本研究には、神戸大学大学院医学研究科及び第一三共株式会社との共同研究も実施した。</p>
<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <p>関係学会等との連携を図り臨床評価指標の開発並びに診断・治療ガイドライン等の作成及び普及に寄与する研究を推進する。</p> <p>感染症その他の疾患に対する医療を担う高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修方法の開発を推進する</p>	<p>(2) 均てん化に着目した研究 ① 医療の均てん化手法の開発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症その他の疾患に関する医療の質を評価するための指標について、検討に着手する。 次の研究を実施することで、医療の均てん化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズについて、患者支援調整官が研究班として包括ケアプロトコルの作成に着手、看護支援調整官が班研究として長期療養プロトコルの作成のための実態調査に着手した。 	<p>イ 新興・再興感染症における新規診断検査法・治療薬の開発や既存薬適応拡大に向けた研究</p>	<p>① T-705 (臨床試験抗ウイルス薬/富山化学) を使用してのH5N1感染の治療効果に対する評価研究 (Phase II) Phase II臨床試験を富山化学工業・バクマイ病院-国立国際医療研究センターの三者で産学共同臨床治験として開始した。</p> <p>*T-705: 富山化学工業(株)開発。臨床治験(季節性インフルエンザに対するPhase III試験)終了。2011年3月に販売承認申請。</p> <p>② 新規抗ウイルス薬ラニミビル(商品名イナビル)(2010年9月10日製造承認/第一三共株式会社)の効果的投与方法の検討の為に動物実験 重症インフルエンザの病態解明及び新規治療方法の検討の為に動物実験を実施した。本研究には、神戸大学大学院医学研究科及び第一三共株式会社との共同研究も実施した。</p>

国立国際医療研究センター事業報告書

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
	<p>病について、診療にかかるとガイドラインの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童精神地域診療ネットワーク会議の開催等を通じた情報共有方法に関する研究 <p>次世代の感染症その他疾患の医療や国際保健医療協力を担う、高度かつ専門的な技術を持つ人材の育成を図るため、系統だった教育・研修システム、教育ツールの開発を旨とした研究を実施する</p>	<p>長期療養プロトコールの作成のための実態調査に着手</p> <p>イ 新興・再興感染症、糖尿病について、診療にかかるとガイドラインの作成に着手</p>	<p>イ 国際疾病センター</p> <p>① 感染症専門家の養成に寄与する研究研修（人材育成） 早期受診を試みた患者に対して、医療従事者が早期診断、早期治療介入を可能とする研修方法として、ベトナム北部18省の医療従事者を対象とした研修プログラム（CT-Human H5N1 Step 2強化トレーニング）を開発、推進した。 これまでの受講者数は延べ1,200名を越え、北部ベトナムの医師、看護師、細菌検査技師などの医療従事者の知識、技術の向上にも寄与した。</p> <p>② ベトナム北部、地域中核病院の医療従事者に対する研修効果の検証と意識調査 ベトナム北部8省のサテライト拠点省病院の医療従事者を対象とした昨年度のオンサイトワークショップ参加者（326名）に対して、H5N1診療に必要な知識・態度・行動についてのアンケート調査を行った。</p> <p>・ 平成20年度以降、肝炎情報センターでは都道府県肝炎患診連携拠点病院とのネットワークを活用することにより、医療の均てん化に取り組んでいる。平成23年4月1日現在、ようやく47都道府県に合計70拠点病院の指定が完了したことにより、さらなる進展が期待しうることになった。厚生労働省によって平成23年5月16日付けで策定された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」の中にも肝炎情報センターの果たすべき役割について明記されていることから、今後さらに責任が重くなるものと認識している。</p> <p>肝炎情報センターに課せられたミッションには、①インターネット等による最新情報提供（次章に記載）、②拠点病院間情報共有支援（肝炎患診連携拠点病院で構成する協議会組織の事務局機能）、③研修機能（肝炎患診連携拠点病院等の医療従事者に対する研修の企画・立案・推進）の3つがあるが、特に均てん化に係わる②と③について平成22年度実績を記載する。</p> <p>【拠点病院間連絡協議会の開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回（平成22年6月17日）：56拠点病院から99名参加し、①肝炎対策について（厚生労働省）、②肝炎情報センターの活動報告、③拠点病院事業に関する総合討論（事前に実施したアンケート調査結果を資料として）を行った。 第2回（平成23年1月21日）：56拠点病院から107名参加し、①肝炎対策基本法の概要説明（厚生労働省）、②肝炎情報センターの活動報告、③肝臓病教室の立ち上げと運営のノウハウ（3施設から事例報告）、④IFN治療効果判定報告書収集・解析に関する研究事業に関する検討会を行った。 <p>【医療従事者向け研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師向け研修会（平成22年6月17日）：55拠点病院から82名参加し、「肝炎に関する最新の疫学」、「B型・C型肝炎治療の最新情報」、「肝炎ウイルス検査陽性者の追跡調査」、「茨城県におけるC型肝炎検診後のフォローアップと肝炎対策事業の現況」、「C型肝炎研究の最前線」の5テーマの講演があった。 看護師向け研修会（平成22年12月10日～11日）：56拠点病院から59名参加し、「溝上雅史肝炎・免疫研究センター長の基調講演」「インターフェロン治療について」、「肝臓の治療：TACEの実際と看護」、「肝性脳症患者への退院指導の取り組み」、「看護師による肝炎患者ワーキンググループの活動報告」、「肝炎患相談員の体験談」の6テーマの講演、および、グループワークを行った。 肝炎患相談センター相談員向け研修会（平成23年3月9日）：50拠点病院から55名参加し、「肝炎患診連携相談センターの立ち上げ、運営、そして課題」、「肝炎患相談員の役割・機能（看護師の立場から）」、「相談支援のプロセス～がん専門相談員として求められること」、「肝炎患者のメンタルケア・インフォームドコンセント」、「相談業務のプロセスとコミュニケーション技術」の5テーマの講演を行った。
	<p>ウ 糖尿病に関するかかりつけ医向けの診療マニュアルを年度内に作成</p>	<p>ウ 糖尿病研究センター かかりつけ医向けのマニュアルとして「糖尿病標準診療マニュアル（一般診療所・クリニック向け）」を平成22年度に作成し、ホームページに公開している。</p>	

<p>② 情報発信手法の開発 感染症その他の疾患に対する正しい理解を促進し、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、医療従事者及び患者・国民への啓発手法の研究を推進する</p>	<p>② 情報発信手法の開発 感染症その他の疾患に対する偏見を解消し、正しい理解を促進するとともに、患者・家族に対する支援の質を向上させるため、広く国内外の知見を収集評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行うための研究を実施する。</p> <p>ア 感染症その他の疾患に関する医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供方法等の開発 医療者向け情報について、コンテンツの効率的な収集・維持体制や提供方法に関する研究を行う。</p> <p>イ 患者・国民等への感染症その他の疾患に関する医療・研究に対する理解を支援する方法の開発 患者・家族・国民等に対して、感染症その他の疾患の予防、早期発見、診断、治療に関する知識や情報を集積してわかりやすく提供することに関する研究に取り組む。</p>	<p>エ 児童精神地域診療ネットワーク会議を開催し、地域の児童精神にかかわる情報共有等に努めた。</p> <p>オ 人材育成 系統だった教育・研修として、以下のものを実施しており、その教育プログラムの開発・改良に努めているところ。 ①レジデント医師には、感染症や国際協力に特化した専門性の高い研修コースを設置し、運営した。 ②HIV、国際感染症、肝炎、糖尿病などについて、医師等の医療従事者に対する独自の教育プログラムを開発し、受講を募っているところ。 ③看護師には、卒後臨床研修として、平成22年度よりローテーション教育を開始すると共に、中堅職員に対しては、保健師助産師看護師等実習指導者講習会を4回開催し、教育レベルの向上に努めた。 ④看護大学校では、看護実務に就業しているものへの再教育として、短期研修4コースに加え、認定看護師教育課程「がん化学療法看護」と認定看護管理者教育課程を開講し、系統だった教育・研修システムの確立に努めてきた。</p>	<p>② 情報発信手法の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エイズ治療・研究開発センター エイズ医療の均てん化に資する医療者向け情報の提供として、ACCホームページ上にE-learningサイトを更新、全国の医療者がいつでも何處でも閲覧できるようにした。 ・ 国際疾病センター ①H5N1感染に対する住民の知識、態度、行動調査と教育プログラム開発とその評価 過去、H5N1患者発生と鳥のH5N1アウトブレイクを頻回に報告しているハイリスク地域（ベトナム・ニンビン省）において住民への教育プログラム開発・実施と評価を行った。 ②研究活動について、専用ホームページを立ち上げ、国民及び他機関の医療従事者・研究者らに研究を通して得られた情報を広く公開した。 ・ 糖尿病情報センター かかりつけ医向け及び糖尿病専門医向けのマニュアルを平成22年度に作成し、インターネットで公開している。この他にも、糖尿病の最新のエビデンスを医療従事者向けに配信しており、糖尿病情報センターのホームページのアクセス数は、14万PVであった。 ・ 肝炎情報センター 肝炎情報センターでは平成20年12月にホームページを立ち上げ、インターネットによる最新情報の提供を行っている。拠点病院の指定状況を紹介するとともに、各自治体における肝疾患専門医療機関リストや拠点病院内に設置された肝疾患相談センターホームページへのリンクを貼ることにより、患者の便宜を図る努力をしている。 なお、一般的な肝疾患（急性肝炎・B型肝炎・C型肝炎・肝硬変・肝細胞がん等）に関するサイトは「一般向け」「医療従事者向け」「肝臓専門医向け」の3つに分け、最新情報への定期的更新を行うことにより、利用者の便宜を図っている。 <p>平成23年3月11日の東日本大震災に際しては、各自治体における肝疾患診療実態に関する情報収集を東北・北関東地区の拠点病院事業担当者へ依頼し、その結果を掲載した拠点病院ホームページへのリンクを貼ることで情報提供を行った。平成22年度のアクセス数は、13万件であった。</p>
--	--	--	---

<p>(3) 国際保健医療協力 国際保健医療協力を推進するため、関係機関と連携し、以下の研究を推進する。</p> <p>① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究 世界的な健康格差の是正に向け、国際保健医療協力を効果的に行うために必要な研究を推進する。</p>	<p>(3) 国際保健医療協力に関する研究 開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、国際保健協力の情報収集・分析を効果的に行うとともに、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集評価し、開発途上国における感染症制御に必要な国際保健システム、妊産婦や乳幼児の死亡を減らすための方策、効果的な保健システムの在り方等に関する研究や、国際保健にかかわる国内外の人材育成に必要な研究を実施する。</p> <p>国際保健のネットワーク強化を図るため、効果的な情報共有や共同研究の仕組み等を構築するために必要な研究を国内外関係機関等と共同で実施する。</p>	<p>(3) 国際保健医療協力に関する研究 ① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究 ・ 開発途上国への国際保健医療協力を効果的に推進するため、次の研究等を行う</p> <p>ア 国際保健動向の情報収集・分析</p> <p>イ 開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等の収集・評価</p> <p>ウ 開発途上国における感染症制御に必要なシステムに関する検討</p> <p>エ 妊産婦や乳幼児の死亡を減らすための方策の検討</p> <p>オ 効果的な保健システムの在り方等の検討</p> <p>カ 国際保健にかかわる国内外の効果的な人材育成の検討</p>	<p>(3) 国際保健医療協力に関する研究 ① 国際医療協力の効果的な推進に必要な研究</p> <p>ア 4月にザンビア、インドネシア、中国、ラオス、11月にバングラデシュ、12月にセネガル、1月にベトナム、カンボジアの保健政策、保健システムの仕組み、保健医療サービスの現状や課題を、当該国に派遣されている派遣員や国内の課員による現地調査を基に収集・分析し、国際医療協力部ホームページに掲載した。現在、ミャンマー、コンゴ民に関する情報を現地派遣員が収集、分析中である。</p> <p>イ 平成22年度から開始した「国際保健協力データベース作成と情報発信に関する研究」において、開発途上国で実施している技術協力プロジェクトの知見等を収集評価し、過去において実施したプロジェクトを含め、それらの情報に関するデータベースの作成に取り組んでいる。</p> <p>ウ 平成21年度から国際医療協力研究委託費として「社会的文化的背景を考慮したHIV対策」、「海外の感染症研究ネットワーク体制」の研究に取組み、その成果をAIDS Care, Bull WHO, Malaria, Jなどの英文誌に発表した。平成22年度から国際医療研究開発費として「アフリカ・アジアにおける保健システム強化とマラリア制圧」、「アジアでの研究ネットワークを通じたエイズ治療の国際協力」、「開発途上国における新興・再興感染症サーベイランス(22指7)」の研究を開始し、その成果はPLoSOne等の英文誌に受理され始めている。</p> <p>エ 平成21年度から継続して取り組んでいる「母子保健分野における援助アプローチの多様性に関する研究」は、論文発表などが行われ研究成果があがってきている。平成22年度から開始した「開発途上国の新生児・小児ケアにおける質向上のアプローチに関する研究」については、研究計画に基づき進捗している。</p> <p>オ 平成21年度から継続して取り組んでいる「途上国における保健医療サービス強化のための学校保健普及についての研究」は、論文発表などが行われ研究成果があがってきている。平成22年度から開始された「紛争後脆弱国家における人材開発制度構築に関する研究」は研究計画に基づき進捗し、論文準備中である。</p> <p>カ 平成22年度から「我が国の国際保健協力人材の継続的な確保に関する研究」を開始している研究であるが、平成23年3月11日の東日本大震災における災害援助における国際保健医療協力との類似性に関して、東松島市における支援を研究結果に含め、検討することとなった。また、「我が国の国際保健医療協力従事者の研究能力強化に関する研究」では、国内で質的調査手法や量的調査手法などの研修会をオープンに実施し、その過程において研究能力強化のための要点をまとめ、学会発表を行っている。さらに、実際の研究に適用して、ラオスにおける肝炎の有病率の試算のための調査を実施し、母子保健研修などの効果測定にも役立て、現在、論文を策定中である。</p>
<p>② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究 国内外の関係機関等との情報共有及び共同事業の実施等諸協力を推進するため、国際保健分野のネットワーク強化に必要な研究を実施する。</p>		<p>② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究 ・ 国際保健のネットワーク強化を図るため、効果的な情報共有や共同研究の仕組み等を構築するために必要な研究を国内外関係機関等と共同で実施する。</p>	<p>② 国際保健のネットワークの強化に必要な研究 平成22年度から「国際共同基盤整備に関する研究」を開始し、ベトナム・バクマイ病院との間で協定を締結するために必要な連携の在り方等の検討を行っている。また、一昨年度に指定を受けたWHO協力センター(WCC)としての活動内容及び活動計画の策定、さらに、バングラデシュのグラミン銀行やインドネシアのスリアンディサイロソ病院、ミャンマー保健省、台湾保健省等との連携の在り方やネットワーク構築についての研究を実施中である。</p>

2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項	2. 医療の提供に関する事項
<p>我が国における感染症その他の疾患に対する中核的な医療機関として、国内外の知見を集約し、高度先駆的医療の提供を行うこと。</p> <p>また、高齢化社会が進展する中で、課題となっている病気の複合化、併存化に対し、臓器別、疾病別のみならず、患者全体を見る全人的な医療を前提に、総合医療を基盤とした感染症その他の疾患に対する医療の標準化を推進するため、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供を行うこと。</p> <p>患者・家族に必要な説明を行い、情報の共有化に努めることにより、患者との信頼関係を構築し、また、患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう支援することに加え、チーム医療の推進、入院時から地域ケアを見通した医療の提供、医療安全管理体制の充実、客観的指標等を用いた医療の質の評価等により、患者の観点に立った良質かつ安心な医療の提供を行うこと。</p> <p>地域のニーズに即した質の高い救急医療を提供すること。特定感染症指定医療機関として、感染症指定医療機関等と連携し、感染症の患者に対する医療の提供を着実に行うこと。</p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>基本的な病気とは複雑な疾患の複合体であるので、その治療に際しては、高度な専門性と同時に、「ここら」も含め様々な側面から患者を診るための総合診療能力、救急医療を含む診療体制、並びに質の高い人材の育成及び確保が要求される。</p> <p>センターは、既に培われた世界的に見ても質の高い医療水準をさらに向上させ、総合医療を基盤とした各診療科の高度先駆的な医療を提供する。</p> <p>特に、センターのミッションである感染症その他の疾患の質の高い医療の提供を行うことにより、医療の標準化を図り、他施設のモデルとなる科学的根拠を蓄積し、我が国の医療の標準化・均てん化を推進する。</p> <p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニタリングに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した医療を年間150例以上提供する。 ・ H5N1鳥インフルエンザ感染を含む新興感染症に対する治療法の開発を推進する。 ・ C型慢性肝炎患者の薬剤感受性に着目したテララメイド医療の開発を行う。 ・ 糖尿病について生体指標等に依拠した治療を実施される。 ・ センターにおいて実施されている先駆的な医療技術については、先進医療に承認申請を行うことを推進する。 	<p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニタリングに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した医療を年間150例以上提供する。 ・ H5N1鳥インフルエンザ感染を含む新興感染症に対する治療法の開発を推進する。 ・ C型慢性肝炎患者の薬剤感受性に着目したテララメイド医療の開発を行う。 ・ 糖尿病について生体指標等に依拠した治療を実施される。 ・ センターにおいて実施されている先駆的な医療技術については、先進医療に承認申請を行うことを推進する。 	<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>(1) 高度先駆的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>① 高度先駆的な医療の提供</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. HIV・エイズに対する医療の提供 HIV・エイズ患者に対し、薬剤耐性や薬剤血中濃度のモニタリングに基づき、総合医療をベースに個々人の病態に即した医療を年間150例以上提供するという計画に対し、平成22年度は327例実施した。個々の実態に即した治療法の重要性が増したため、実施数も当初計画より大幅に増加した。 2. 新興感染症に対する治療法開発の推進 ベトナムにおいて、高病原性H5N1鳥インフルエンザ（以下H5N1）の“包括的治療戦略（Comprehensive Therapy for Human H5N1 (CT-human H5N1)”を提案し、ベトナム保健省による承認を得た。平成22年度はベトナム北部の協力医療機関を受診した3例について、本法での治療方法を実施したところ、全症例ともに治療に成功し、国際学会や論文誌に発表された。特に、バクマイ病院に入院した例は、入院時からの重症例であり、我々のプロトコルでの治療成果に対し、ベトナム保健省、バクマイ病院から感謝状を授与された。 3. 肝炎に対する治療法開発の推進 テララメイド医療の一つとして、インターフェロン治療の効果予測として実際の患者さんでIL28B SNP測定を開始した。また、インターフェロン治療による副作用である貧血の予知のためのITPA SNPの測定を開始し、どれ位の確率で予測可能かの検討を開始した。 4. 糖尿病に対する医療の提供 血糖コントロールが不安定な患者などを対象に、連続血糖測定が可能なシステムを活用し、治療方針を策定するというテララメイドの糖尿病治療を実施した。本年度で述べ35名に実施した。

国立国際医療研究センター事業報告書

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>感染症その他の疾患について、最新の知見を活用しつつ、医療の標準化に資する診療体制を整備し、標準的医療の実践に取り組む。</p>	<p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症その他の疾患について、最新の知見を活用しつつ、医療の標準化に資する診療体制を整備し、標準的医療の実践に取り組む。 	<p>5. 先進医療の推進</p> <p>現在、先進医療が1件（内視鏡下大腸粘膜剥離術）行われているが、平成22年度においては、新規申請件数は0件であるが、新規に11件の申請を行うべく準備した結果、平成23年度上半期には、5件の申請が可能になる予定である。例として、肝硬変を併発したH1V感染者に対する自己骨髄輸注療法（新規3項）については、既に倫理委員会の承認を得て、3月に1例目を実施した。</p> <p>② 医療の標準化を推進するための、最新の科学的根拠に基づいた医療の提供</p> <p>1. 科学的根拠に基づく医療の提供への取組</p> <p>日常診療において、エビデンスに基づいた標準的治療が可能となるよう、図書館の電子ジャーナルの整備を進め、診療の合間に電子カルテシステム上からジャーナルを参照できるシステムを整備した。</p> <p>また、各科におけるカンファレンスに積極的に取り組み、医療の質の均質化を図った。</p> <p>さらに、最新の知見を得ることのできる機会として、研究所の各種カンファレンスをセンター内で開催し、医師の参画を促すことで最新の研究成果の吸収に努めた。</p>

	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者の自己決定への支援 患者・家族が治療の選択、決定を医療者とともに主体的に行うことができるよう、患者・家族に必要な説明を行い、かつ、情報公開に積極的に取り組むことで、情報の共有化に努めるとともに、患者のプライバシー保護に努める。このため、患者に対する相談支援を行うための窓口を設置する。 また、専門的立場から幅広く患者・家族を支援するため、セカンドオピニオンを年間180件以上実施する。</p>	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者の自己決定への支援 ・ 患者にとって安心・安全な医療を提供するため、カルテの開示等の情報公開に積極的に取り組む。 ・ 患者のプライバシー保護に努めるため、個人情報保護に関する委員会を設置する。 ・ 患者に対する相談支援を行う窓口について、支援体制の充実を図る。 ・ セカンドオピニオンを180件以上実施する</p>	<p>(2) 患者の視点に立った良質かつ安心できる医療の提供</p> <p>① 患者の自己決定への支援 1. 適切なカルテの開示 厚生労働省医政局長通知「診療情報の提供等に関する指針の策定について」に基づき、カルテの開示請求があった場合には適切に開示を行っている。平成22年度においては、センター病院46件、国府台病院23件の開示を行った。 2. 個人情報保護に関する委員会の設置 個人情報保護に関する委員会については、平成22年度当初に設置し、平成23年2月15日に個人情報管理委員会を開催し、個人情報管理マニュアルの作成、個人情報保護研修会の開催および個人情報管理体制の強化等について審議した。 また、個人情報管理マニュアルについては、平成23年3月に「医療安全ポケットマニュアル」として作成し、全職員に配布した。 3. 個人情報保護研修会の開催 個人情報保護研修会については、新採用者136名を対象とした平成22年度採用者オリエンテーション（4月1日～7日）のほか、平成23年3月7日に医師、研究者200名を対象にした講演会で行った。 4. 患者に対する相談支援を行う窓口支援体制の整備 センター病院においては、総合医療相談室を設置し、療養中の心理的、社会的問題、経済的問題等の社会福祉相談について、相談・支援を行うMSW（医療ソーシャルワーカー）を、常勤3名、非常勤1名を配置し、療養に関する相談、受診相談等の看護相談については、看護師1名を配置している。また、随時薬剤師が薬剤の質問や相談に対応出来る体制を整備し、平成22年度からは新たに患者相談専門職1名を配置し支援体制の強化を図った。 5. セカンドオピニオンの実施 患者目線に立った医療の提供を推進するため、セカンドオピニオンの実施目標件数を定め、平成22年度においては実施件数が241件となり目標の「180件以上」を達成した。</p> <p>② 患者等参加型医療の推進 1. 患者サービスマニユアルの開催 平成22年度においては、患者サービスマニユアルを毎月1回定期的に開催し、委員会で審議した内容をセンター管理会議（センター病院）、管理診療会議（国府台病院）において報告を行っている。 2. 患者の視点に立った医療の提供 (1) 平成21年度に実施した患者満足度調査の分析結果により以下のとおり改善を行った。 ・ 受付から診療終了までの時間について調査を実施し、集計結果を各診療科に示し改善を求めた。 ・ 総合診療科、呼吸器科等の診療科を移動し、待合スペースの拡張、椅子の整備を行った。 ・ 会計の待ち時間短縮のため、支払いが集中する時間帯に職員を集中させた。 ・ 現金自動支払機の導入を図った。 ・ 売店を新しい業者に入り換え、焼きたてパンの販売等、内容の充実にも努めた。また、スタンダードヒーリングを新たに設置した。 以上の項目について、平成22年度の調査結果は前年度を上回る満足度が得られており、着実に改善が図られた。</p> <p>【患者満足度調査結果】</p> <table border="1"> <tr> <td>ポイント</td> <td>ポイント</td> <td>ポイント</td> </tr> <tr> <td>診療までの待ち時間</td> <td>平成21年度 2.62</td> <td>→ 平成22年度 2.67</td> </tr> <tr> <td>待合室の環境</td> <td>平成21年度 3.17</td> <td>→ 平成22年度 3.33</td> </tr> <tr> <td>会計の手続き</td> <td>平成21年度 3.02</td> <td>→ 平成22年度 3.30</td> </tr> </table>	ポイント	ポイント	ポイント	診療までの待ち時間	平成21年度 2.62	→ 平成22年度 2.67	待合室の環境	平成21年度 3.17	→ 平成22年度 3.33	会計の手続き	平成21年度 3.02	→ 平成22年度 3.30
ポイント	ポイント	ポイント													
診療までの待ち時間	平成21年度 2.62	→ 平成22年度 2.67													
待合室の環境	平成21年度 3.17	→ 平成22年度 3.33													
会計の手続き	平成21年度 3.02	→ 平成22年度 3.30													

国立国際医療研究センター事業報告書

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績																					
			<p>・その他の設備・環境 平成21年度 3.42 → 平成22年度 3.60</p> <p>3. 平成22年度患者満足度調査の概要 患者満足度調査については、患者の目線に立ち病院におけるサービスの向上を図ることを目的に、平成22年度においても実施した。 入院については調査期間（平成22年11月1日から平成22年11月30日まで）の退院患者のうち協力を得られた553名、外来については、調査期間（平成22年11月4日から平成22年11月5日まで）に来院された外来患者のうち協力の得られた711名について調査を実施した。 平成22年度の調査結果は、入院に関しては、前年度を上回っているが、外来に関しては、若干下回った項目もある。今後も患者の満足度をあげられるよう引き続き必要な患者サービスの実施していく。</p> <p>【患者満足度調査結果】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>ポイント</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①センター病院</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入院・アンケート総合得点</td> <td>平成21年度 4.34</td> <td>→ 平成22年度 4.42(+8)</td> </tr> <tr> <td>外来・アンケート総合得点</td> <td>平成21年度 3.84</td> <td>→ 平成22年度 3.88(+4)</td> </tr> <tr> <td>②国府台病院</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>入院・アンケート総合得点</td> <td>平成21年度 4.23</td> <td>→ 平成22年度 4.26(+3)</td> </tr> <tr> <td>外来・アンケート総合得点</td> <td>平成21年度 3.83</td> <td>→ 平成22年度 3.83(±0)</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 意見箱の活用 患者からの投書を定期的に回収し、毎月開催される「患者サービス推進委員会」にて改善策等の検討を行い、改善事項を院内掲示することにより、患者への周知を行っている。職員に対しては、センター管理会議等で患者からの意見及び改善事項の報告をすることにより周知を行っている。</p> <p>5. ボランティアの活動状況</p> <p>① 募集団パンフレット、ボスターを作成し、新宿区社会福祉協議会及びセンター周辺自治会に対し積極的にボランティアの募集活動を行った結果大幅に増加した。 ・平成21年度 1名 → 平成22年度 10名</p> <p>② ボランティア活動の内容 ・外来患者の診察室等への案内及び、車いす使用患者の移動の補助 ・「病気の子ども支援ネット遊びのボランティア」による小児病棟への慰問 ・小児科・産科病棟の入院患者を対象としたコンサートの開催 ・「患者図書室はこね山」の受付業務</p> <p>③ 平成23年2月に「患者図書室はこね山」を開設し、ボランティアによる図書の貸出し業務を開始し、患者の医療に対する理解の向上に役立てた。</p> <p>③ チーム医療の推進</p> <p>1. 多職種連携及び診療科横断によるチーム医療の推進 医師・看護師・コメディネーターナース等によるチーム医療をHIV/エイズの90%以上の患者に提供する計画に対し、91%の患者に提供した（チーム医療加算を算定した患者数より算出）。また、糖尿病分野及び肝炎とHIVとの重複感染患者の医療においてチーム医療は、100%の患者に対し実施した。 国府台地区においては、各診療科の入院患者で「こころ」の問題を示した患者に対し、心の診療に携わる各科が対応した件数は、年間222例を数えた。</p>		ポイント	ポイント	①センター病院			入院・アンケート総合得点	平成21年度 4.34	→ 平成22年度 4.42(+8)	外来・アンケート総合得点	平成21年度 3.84	→ 平成22年度 3.88(+4)	②国府台病院			入院・アンケート総合得点	平成21年度 4.23	→ 平成22年度 4.26(+3)	外来・アンケート総合得点	平成21年度 3.83	→ 平成22年度 3.83(±0)
	ポイント	ポイント																						
①センター病院																								
入院・アンケート総合得点	平成21年度 4.34	→ 平成22年度 4.42(+8)																						
外来・アンケート総合得点	平成21年度 3.84	→ 平成22年度 3.88(+4)																						
②国府台病院																								
入院・アンケート総合得点	平成21年度 4.23	→ 平成22年度 4.26(+3)																						
外来・アンケート総合得点	平成21年度 3.83	→ 平成22年度 3.83(±0)																						

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業績																											
	<p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>患者に対して、切れ目なく適切な医療を提供できるよう、地域の診療所や病院との役割分担を図るとともに、連携を強化し、患者に適した医療機関（かかりつけ医）への紹介を進め、紹介率・逆紹介率の向上を図る。</p> <p>また、地域に開かれた研究会や協議会を開催し、情報の共有を図る。</p>	<p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 患者に対して切れ目なく適切な医療を提供できるよう、地域の診療所や病院との役割分担を図るとともに、連携を強化し、患者に適した医療機関（かかりつけ医）への紹介を進め、紹介率・逆紹介率の向上を図る。 地域に開かれた研究会や協議会を開催し、情報の共有を図る。 糖尿病について、地域連携パスの活用、紹介及び逆紹介を進める。 自治体や地域の医師会等と小児医療体制について協議を行うとともに、地域の医療機関と協議し、休日夜間の小児救急を実施する。 地元医師会との合同研修会を開催する。 	<p>④ 入院時から地域ケアを見通した医療の提供</p> <p>1. 地域医療連携の推進</p> <p>総合医療相談室内に医療連携係を設置しており、連携の強化及び情報の共有化を図っている。主な取組としては、平成22年9月15日に「私たちの目指す国立国際医療研究センターと医療連携」をテーマに「連携の会」を開催し、意見交換を行うと共に、情報の共有を図った。また、平成22年11月6日には、新宿区医師会主催による研修会を当センターで開催し「医療連携」をテーマとして討議を行った。</p> <p>【紹介率】</p> <table border="1"> <tr> <td>センター病院</td> <td>平成21年度</td> <td>平成22年度</td> </tr> <tr> <td>国府台病院</td> <td>57.3%</td> <td>→ 66.1%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>41.8%</td> <td>→ 44.6%</td> </tr> </table> <p>【逆紹介率】</p> <table border="1"> <tr> <td>センター病院</td> <td>平成21年度</td> <td>平成22年度</td> </tr> <tr> <td>国府台病院</td> <td>20.1%</td> <td>→ 23.5%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>19.9%</td> <td>→ 22.7%</td> </tr> </table> <p>また、糖尿病診療における紹介、逆紹介を推進するため、地域連携パスの情報について糖尿病情報ホームページ（平成22年4月公開開始）に掲載し広報を図った。平成23年3月末現在の登録患者数は44名となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 画像診断機器の地域での共同利用として、CT撮像から専門医による読影までを地域連携開業医から依頼された件数は、208件。なおMRI、PETを加えると、865件であり、前年度585件に対して大幅に増加している。 <p>【画像診断機器の共同利用】</p> <table border="1"> <tr> <td>センター病院</td> <td>平成21年度</td> <td>平成22年度</td> </tr> <tr> <td>国府台病院</td> <td>539件</td> <td>→ 807件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>46件</td> <td>→ 58件</td> </tr> </table>	センター病院	平成21年度	平成22年度	国府台病院	57.3%	→ 66.1%		41.8%	→ 44.6%	センター病院	平成21年度	平成22年度	国府台病院	20.1%	→ 23.5%		19.9%	→ 22.7%	センター病院	平成21年度	平成22年度	国府台病院	539件	→ 807件		46件	→ 58件
センター病院	平成21年度	平成22年度																												
国府台病院	57.3%	→ 66.1%																												
	41.8%	→ 44.6%																												
センター病院	平成21年度	平成22年度																												
国府台病院	20.1%	→ 23.5%																												
	19.9%	→ 22.7%																												
センター病院	平成21年度	平成22年度																												
国府台病院	539件	→ 807件																												
	46件	→ 58件																												
		<p>2. 休日・夜間の小児救急の実施</p> <p>新宿区、新宿区小児科医会と協議し、地域連携の休日夜間の小児救急を週に2回（年間98回）実施した。</p>	<p>3. 地元医師会等との合同研修会の実施</p> <p>東京都医師会からの委託を受け実施した小児科研修事業に、新宿区医師会の医師も参加した。新宿区医師会との医学懇話会を11月6日に当センターにおいて開催し、新病棟の見学を行うとともに、診療所で必要な医療安全講習会、病診連携をテーマとした地域の4基幹病院と3大病院のシンポジウムを開催した。</p> <p>4. リトリートカンファレンスの実施</p> <p>平成22年度は10回のリトリートカンファレンスを開催し、近隣の医療従事者、住民に受講を開放した。</p> <p>【開催したリトリートのテーマ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月21日 「世界の母子保健対策に対する国立国際医療研究センターの取り組み」 5月19日 「これからの肝炎対策～国立国際医療研究センターに期待されるミッションとは～」 6月22日 「糖尿病の基礎と臨床のクロストーク～国立国際医療研究センターにおける取り組み～」 7月21日 「2009年新型インフルエンザの流行をふりかえる」 10月20日 「知ると役立つリハビリテーション」 11月17日 「手術室の最先端医療」 12月15日 「新棟放射線診療部の最先端医療」 1月19日 「薬剤耐性菌の現状と感染防止対策」 2月16日 「絆が生まれる瞬間」 ～ホスピタリティの舞台づくり～ 2月25日 「クラウドによる文献管理・研修医に学んだコミュニケーションスキル」 																											

	<p>⑤ 医療安全管理体制の充実</p> <p>センターの医療安全管理を確保し、医療事故の未然防止の観点から、発生した医療事故を科学的に検証するとともに、その結果が業務の改善につながる体制を構築する。</p> <p>また、院内感染対策のため、院内サーベイランスの充実等に積極的に取り組む。</p> <p>専門の医療安全推進部門を設置し、医療安全に対する取り組みを推進するための体制を強化する。このため、医療安全研修会・感染症対策研修会を年3回以上開催する。</p> <p>また、医療安全に関するマニュアルを年1回改訂する。</p>	<p>⑤ 医療安全管理体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> センターにおける医療安全管理を確保し、医療事故の未然防止の観点から、発生した医療事故を科学的に検証するとともに、その結果が業務の改善につながる体制を構築する。 院内感染対策のため、院内サーベイランスの充実等に積極的に取り組む。 医療安全に対する取組を推進するため、体制の強化を図る。 医療安全研修会・感染症対策研修会を3回以上開催するとともに、医療安全に関するマニュアルを改訂する。 	<p>⑤ 医療安全管理体制の充実</p> <p>1. 医療安全管理の取組</p> <p>センター病院において、医療安全委員会を月に1回開催し、報告されたヒヤリ・ハット事例の検証と対策の協議を行っている。その結果は、管理職が参加して毎月開催されるセンター管理会議で報告され情報の共有に努めている。また、院内ホームページを利用し「ヒヤリ・ハットNEWS」として掲載し随時更新を行っている。さらに、医療安全にかかる研修会を3回開催し、参加機会を増やすことにより参加人数が大幅に増加した。研修会未受講者に対しては、DVDによるフォロー研修を実施した。</p> <p>また、「医療安全ポケットマニュアル」を作成し、全職員に配布するとともに、常時携帯を義務づけた。</p> <p>【医療安全研修参加者】 平成21年度 491名 → 平成22年度 833名</p> <p>2. 院内感染対策の取組</p> <p>院内感染対策のため、起因菌検出、抗菌剤使用状況、血液培養・カテーテル感染・コンタミネーション率について院名サーベイランスを実施しており、毎月開催される院内感染対策委員会において報告するとともに、毎週1回の病棟等ラウンドを通じて改善を図ってきた。</p> <p>また、センター管理会議や医長、看護師長など各会議に病棟別の菌検出状況を報告するとともに、院内ホームページにマニュアル改訂情報、サーベイランス結果などを掲載し情報共有と職員教育を実施している。さらに、院内感染にかかる研修会を5回開催し参加機会を増やすことにより参加人数が大幅に増加した。研修会未受講者に対しては、DVDによるフォロー研修を実施した。</p> <p>【感染対策研修参加者】 平成21年度 126名 → 平成22年度 871名</p> <p>⑥ 客観的指標等を用いた医療の質の評価</p> <p>1. 医療の質の評価への取組</p> <p>医療の質の評価に必要な基礎データを取り出すため、必要な医療情報システム環境（データウェアハウス）を整備した。当該システムを活用して情報を収集し、客観的指標の項目について検討を開始した。</p> <p>2. 病院機能評価の受審</p> <p>平成23年度に予定している病院機能評価Ver6受審に向けて、必要な情報の収集や業務フロー改善に取り組んだ。（平成23年4月25日～27日に受審）</p>
--	---	---	--

	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 救急医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 三次を含む全科的総合救急医療及び質の高い精神科救急を実施する。 国府台地区において、積極的に重症者を受け入れ、精神的救急病棟入院患者における重症身体合併症率を5%以上とする。 	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 救急医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 三次を含む全科的総合救急医療及び質の高い精神科救急を実施する。 国府台地区において、積極的に重症者を受け入れ、精神的救急病棟入院患者における重症身体合併症率を5%以上とする。 	<p>(3) その他医療政策の一環として、センターで実施すべき医療の提供</p> <p>① 救急医療の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年9月から救命救急センターとして認可され、その後三次救急搬送患者は、前年の30～40%増となり、月100件を超えるようになった。 また2次救急搬送患者も設備の拡張とともに増え、全救急搬送患者も前年に比し30程度増加し、月約1,000件の搬送を受け入れた。平成22年度全体で10,873件の救急搬送を受け入れており、前年度の9,742件を大きく上回った。 国府台病院では、精神科救急病棟入院患者における重傷身体合併率が、年間を通して6～25%で推移しており、目標に到達している。 <p>【センター病院における時間外救急患者数及び救急車搬送患者数】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成21年度</td> <td>平成22年度</td> </tr> <tr> <td>時間外救急患者数</td> <td>21,081件</td> <td>→ 19,964件</td> </tr> <tr> <td>うち救急車搬送</td> <td>9,742件(46.2%)</td> <td>→ 10,873件(54.5%)</td> </tr> </table> <p>② 国際化に伴い必要となる医療の提供</p> <p>1. 海外渡航者に対する保健医療の実施</p> <p>国際疾病センターにおいて、海外渡航前健診とワクチン接種などの渡航相談及び帰国の疾患治療を行っている。</p> <p>総初診患者数 2,561名、帰国後疾患診療初診患者数 340名、入院患者数 56名(個室管理)</p> <p>【ワクチン接種数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A型肝炎 1,665件 ・B型肝炎 1,229件 ・破傷風 836件 ・狂犬病 924件 ・日本脳炎 359件 <p>平成22年8月より成田空港検疫所の関連施設として黄熱ワクチン接種を実施することができ、医療機関として指定されアフリカや南米へ渡航する方に黄熱ワクチン接種を行うとともに、他のワクチンの同時接種やマラリア予防薬の処方などを開始した。平成23年3月末までに653名に対して黄熱ワクチンの接種を行った。</p> <p>2. ミヤンマー難民受入への協力</p> <p>平成22年度より政府がミヤンマー難民の受け入れを開始するに当たり、政府の要請により入国時の健康診断及び入国後の診療を実施している。今後数年にわたりこの活動は続くため、難民受け入れの拠点として活動していく。</p> <p>3. 研修等の実施</p> <p>総合感染症後期研修プログラムで研修生2名を受け入れ、マラリア、デング熱、腸チフスなどの熱帯感染症管理や院内感染症コンサルテーションに関する研修を実施した。</p> <p>また、海外渡航者に対するワクチン接種を行い医療機関の機能充実を図るためにトラバラーズワークshop講習会を平成23年に行うことを決定し、講習会の内容の検討を行っている。</p>		平成21年度	平成22年度	時間外救急患者数	21,081件	→ 19,964件	うち救急車搬送	9,742件(46.2%)	→ 10,873件(54.5%)
	平成21年度	平成22年度										
時間外救急患者数	21,081件	→ 19,964件										
うち救急車搬送	9,742件(46.2%)	→ 10,873件(54.5%)										

<p>3. 人材育成に関する事項 人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、総合的な医療を基盤として、感染症その他の疾患に対する医療及び研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項 (1) リーダーとして活躍できる人材の育成 ・ 小児から高齢者までの患者に対する心身を含めた総合医療に携わる専門的人材を育成するため、質の高い研究人材育成を初期段階から継続的に行うとともに、総合的な医療を基盤として、高度先駆的な医療を実践できる人材の育成を図る。 また、世界的な視野を持ち、トランスレーションショナルリサーチを含め、感染症その他の疾患に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成する。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項 (1) リーダーとして活躍できる人材の育成 ・ 小児から高齢者までの患者に対する心身を含めた総合医療に携わる専門的人材を育成するため、質の高い研究人材育成を初期段階から継続的に行うとともに、総合的な医療を基盤として、高度先駆的な医療を実践できる人材の育成を図る。 ・ 世界的な視野を持ち、トランスレーションショナルリサーチを含め、感染症その他の疾患に関する研究の推進を図るために必要な人材を育成する。</p>	<p>3. 人材育成に関する事項 (1) リーダーとして活躍できる人材の育成 1. 臨床研修医、レジデント等の在籍者数（4月1日現在） ①センター病院 平成21年度 90名 平成22年度 87名 臨床研修医 レジデント 117名 107名 フェロー 23名 39名 ②国府台病院 平成21年度 19名 平成22年度 18名 臨床研修医 レジデント 19名 24名 2. 研修医指導体制の整備 医師臨床研修指導医養成講習会を開催し、平成22年度は新たに28名が修了し初期臨床研修における指導体制を強化した。 3. 臨床医学と基礎研究をつなぐ臨床家の育成の取組 ・ 初期研修カリキュラムに「疫学・医学統計基礎講座」として、6週間の講義受講を義務づけ、臨床研究に必要な知識を身につけさせるよう配慮しているとともに、後期研修カリキュラムには、短期間(3ヶ月程度)当センター研究所において研究体験を積ませるコースを設置し、若手の医療従事者が医学研究の基礎的な方法論を実地に体験する機会を設けている。 ・ 臨床医学と基礎研究をつなぐ臨床家を育成するため、研究所・病院双方の関係者が一堂に会し、その具体的な方法について話し合う「Physician scientist育成にむけた懇話会」を平成23年1月26日に開催した。</p>
			<p>4. 各診療科領域等における研修の実施 ・ 国際医療協力と感染症等に軸足を置いた後期研究プログラムとして、国際保健医療協力レジデント研修を提供し、4名の参加をみた。また、国際臨床後期研修プログラムとして、産婦人科・小児科同様の4年間コースには1名参加している。 ・ 国府台病院においては、心身の総合的医療の専門的人材を養成するため、児童思春期精神医療分野において、厚生労働省ところの健康づくり対策事業思春期精神保健研修事業を受託し、4コース（各コースとも2日間）の研修を実施した。また精神科心理教育研修は2日間の研修プログラムを2回、摂食障害医療研修は1日の研修を1回実施した。</p>
			<p>5. 海外留学制度の整備 ・ 海外の医療現場や大学において高い専門性と幅広い経験を身につけることを目的として若手医師を対象にした海外留学制度を整備し平成22年度の後半に候補者1名を募集した。（実際の海外派遣は平成23年度前半になる予定） 6. 質の高い看護師等の育成 ・ 看護師の卒業後臨床研修をおこなうため、平成22年度看護部教育計画を策定し、教育体制を明確にした上で、4月よりローテーション教育を開始した。 ・ 保健師助産師看護師等実習指導者講習会を、11月から1月まで各月1回、計4回開催した。 ・ 病院内で専門的な知識を持って指導的な立場で看護業務を実践する者を養成する趣旨で、2名の看護師に対し、専門看護師及び認定看護師の資格取得支援を行った。（精神看護専門看護師を受験した1名に対しては、申請要件を満たさするため、組織横断的に活動実績を積むことを支援し、申請要件を満たすことはできなかったが、不合格となったため、引き続き受験をさせることとした。もう1名の緩和ケア認定看護師受験者については、合格したものの年度内に辞職し、当センターに定着しなかった。）</p>

	<p>2) モデル的研修・講習の実施 感染症その他の疾患に関する医療の均てん化及び国際保健医療協力の充実等を目的として、医療従事者に対するモデル的な研修プログラムを企画・実施する。 また、センター外の医療従事者向け各種研修会等を毎年20回以上開催する。</p>	<p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症その他の疾患に関する医療の均てん化及び国際保健医療協力の充実等を目的として、医療従事者に対するモデル的な研修プログラムを企画し、次の各種研修会等を実施する。 <p>ア HIV/エイズについては、エイズ拠点病院などの医師・看護師を対象とした研修を4回、専門薬剤師研修を2回、歯科研修を4回、首都圏4カ所以上の都県において病院に対する出張研修を各1回、それぞれ開催という計画に対し、すべて計画通り実施した。なお、首都圏においては、4カ所以上という計画に対し、東京病院、千葉医療センター、東埼玉病院、横浜市民病院、筑波大学の5カ所で実施し、それ以外にも琉球大学、山口大学、旭中央病院、北海道大学においても出張研修を実施した。</p> <p>イ 新興・再興感染症については、輸入感染症に関する一般医師対象講習会を1回、国際感染症セミナーを1回開催</p> <p>ウ 肝炎については、肝炎患診・連携拠点病院を対象とした研修会を2回開催</p>	<p>(2) モデル的研修・講習の実施</p> <p>ア HIV・エイズに関する研修・講習の実施 HIV/エイズについては、エイズ拠点病院などの医師・看護師を対象とした1週間研修をACCにて年4回、専門薬剤師研修を2回、歯科研修を4回、短期研修を年1回、首都圏4カ所以上の都県において病院に対する出張研修を各1回、それぞれ開催という計画に対し、すべて計画通り実施した。なお、首都圏においては、4カ所以上という計画に対し、東京病院、千葉医療センター、東埼玉病院、横浜市民病院、筑波大学の5カ所で実施し、それ以外にも琉球大学、山口大学、旭中央病院、北海道大学においても出張研修を実施した。</p> <p>イ 新興・再興感染症に関する研修・講習の実施 全国の医師を対象に輸入感染症講習会を開催した(9月25日、26日：参加者98名)。 また、医療関係者向けの国際感染症セミナーを来日中のDavid Freedman 教授(米国アラバマ大学)を講師に迎え、「南米の熱帯感染症」をテーマに開催した(10月18日：参加者28名)。 さらに、第一種感染症指定医療機関に勤務する医師を対象とした「一類感染症等予防・診断・治療研修」をベトナム国ホーチミン市熱帯病院で開催した(厚生労働省健康局結核感染症課との共催、11月22-26日：参加者9名)。</p> <p>ウ 肝炎に関する研修・講習の実施 肝炎情報センターは、以下の通り、拠点病院間連絡協議会を開催し、肝炎診療に当たる70拠点にのぼる病院間ネットワークの維持と高度先駆的医療及び標準的医療の普及のために必要措置を講じた。</p> <p>【拠点病院間連絡協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1回(平成22年6月17日)：56拠点病院から99名参加し、①肝炎対策について(厚生労働省)、②肝炎情報センターの活動報告、③拠点病院事業に関する総合討論(事前に実施したアンケート調査結果を資料として)を行った。 第2回(平成23年1月21日)：56拠点病院から107名参加し、①肝炎対策基本法の概要説明(厚生労働省)、②肝炎情報センターの活動報告、③肝臓病教室の立ち上げと運営のノウハウ(3施設から事例報告)、④IFN治療効果判定報告書収集・解析に関する研究事業に関する検討会を行った。 <p>【医療従事者向け研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医師向け研修会(平成22年6月17日)：55拠点病院から82名参加し、「肝炎に関する最新の疫学」、「B型・C型肝炎治療の最新情報」、「肝炎ウイルス検診陽性者の追跡調査」、「茨城県におけるC型肝炎検査後のフォローアップと肝炎対策事業の現況」、「C型肝炎研究の最前線」の5テーマの講演があった。 看護師向け研修会(平成22年12月10日～11日)：56拠点病院から59名参加し、「薄上雅史肝炎・免疫研究センター長の基調講演」「インターフェロン治療について」、「肝臓の治療：TACEの実際と看護」、「肝性脳症患者への退院指導の取り組み」、「看護師による肝疾患ワーキンググループの活動報告」、「肝疾患相談員の体験談」の6テーマの講演、および、グループワークを行った。
--	---	--	--

国立国際医療研究センター事業報告書

平成22年度の業務の実績

平成22年度計画

中期計画

中期目標

		<p>エ. 糖尿病については、医療従事者を対象とした研修会を年3回以上開催</p>	<p>・肝疾患相談センター相談員向け研修会（平成23年3月9日）：50拠点病院から55名参加し、「肝疾患診療相談センターの立ち上げ、運営、そして課題」、「肝疾患相談員の役割・機能（看護師の立場から）」、「相談支援のプロセス〜がん専門相談員として求められること」、「肝疾患患者のメンタルケア・インフォームドコンセント」、「相談業務のプロセスとコミュニケーション技術」の5テーマの講演が行われた。</p> <p>エ. 糖尿病に関する研修・講習の実施 「糖尿病診療—最新の動向—」と題し、医師・医療スタッフ向け研修会を、糖尿病情報センターが主催して全国3カ所（札幌、東京、東京、名古屋）において、のべ5回開催した。参加者総数は582名</p> <table border="1"> <tr> <td>第1回</td> <td>5月16日</td> <td>東京</td> <td>124名参加</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>7月18日</td> <td>札幌</td> <td>77名参加</td> </tr> <tr> <td>第3回</td> <td>9月5日</td> <td>東京</td> <td>147名参加</td> </tr> <tr> <td>第4回</td> <td>12月5日</td> <td>名古屋</td> <td>92名参加</td> </tr> <tr> <td>第5回</td> <td>2月6日</td> <td>東京</td> <td>142名参加</td> </tr> </table> <p>オ. 精神疾患に関する研修・講習の実施 心身の総合的医療の専門的人材を養成するため、児童思春期精神医療分野において、厚生労働省こころの健康づくり対策事業思春期精神保健研修事業を受託し、4コース（各コースとも2日間）の研修を実施した。また精神科心理教育研修は2日間の研修プログラムを2回、摂食障害医療研修は1日間の研修を1回実施した</p>	第1回	5月16日	東京	124名参加	第2回	7月18日	札幌	77名参加	第3回	9月5日	東京	147名参加	第4回	12月5日	名古屋	92名参加	第5回	2月6日	東京	142名参加
第1回	5月16日	東京	124名参加																				
第2回	7月18日	札幌	77名参加																				
第3回	9月5日	東京	147名参加																				
第4回	12月5日	名古屋	92名参加																				
第5回	2月6日	東京	142名参加																				

4. 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

センター及び都道府県における中核的な医療機関間のネットワークを構築し、高度先駆的医療の普及及び医療の標準化に努めること。
 情報発信にあたっては、医療従事者や患者・家族が感染症その他の疾患に関して信頼のおける情報を分かりやすく入手できるよう、国内外の感染症その他の疾患に関する知見を収集、整理及び評価し、科学的根拠に基づき診断及び治療法等について、国民向け及び医療機関向けの情報提供を行うこと。

4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項
 (1) ネットワーク構築の推進

感染症その他の疾患について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、研修会及び協議会を開催し、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行い、それら医療機関と連携して、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。

4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項
 (1) ネットワーク構築の推進

感染症その他の疾患について、センターと都道府県における中核的な医療機関等とのネットワークを構築し、研修会及び協議会を開催し、最新の情報提供を行うとともに、相互に情報交換を行い、それら医療機関と連携して、高度先駆的医療及び標準的医療等の普及を図る。

4. 医療の均てん化と情報の収集・発信に関する事項

(1) ネットワーク構築の推進

1. HIV・エイズに関するネットワーク構築の推進
 HIVに関し、全国8ブロックのブロック拠点病院協議会を厚生労働省疾病対策課と合同で各ブロックにて開催し、最新医療情報の提供を行い高度先駆的医療及び標準医療の普及を図った。また、首都圏の中核ブロックとの連携会議を年4回開催し、相互の連携を深めるための情報交換を行った。
 2. 肝炎に関するネットワーク構築の推進(再掲)
 肝炎情報センターは、以下の通り、拠点病院間連絡協議会を開催し、肝炎診療に当たる70拠点にのぼる病院間ネットワークの維持と高度先駆的医療及び標準的医療の普及のために必要な措置を講じた。

【拠点病院間連絡協議会】

- ・ 第1回(平成22年6月17日): 56拠点病院から99名参加し、①肝炎対策について(厚生労働省)、②肝炎情報センターの活動報告、③拠点病院事業に関する総合討論(事前に実施したアンケート調査結果を資料として)を行った。
- ・ 第2回(平成23年1月21日): 56拠点病院から107名参加し、①肝炎対策基本法の概要説明(厚生労働省)、②肝炎情報センターの活動報告、③肝臓病教室の立ち上げと運営のノウハウ(3施設から事例報告)、④IFN治療効果判定報告書収集・解析に関する研究事業に関する検討会を行った。

【医療従事者向け研修会】

- ・ 医師向け研修会(平成22年6月17日): 55拠点病院から82名参加し、「肝炎に関する最新の疫学」、「B型・C型肝炎治療の最新情報」、「肝炎ウイルス検査陽性者の追跡調査」、「茨城県におけるC型肝炎検査後のフォローアップと肝炎対策事業の現状」、「C型肝炎研究の最前線」の5テーマの講演を行った。
- ・ 看護師向け研修会(平成22年12月10日～11日): 56拠点病院から59名参加し、「薄上雅史肝炎・免疫研究センター長の基調講演」「インターフェロン治療について」、「肝癌の治療:TACEの実際と看護」、「肝性脳症患者への退院指導の取り組み」、「看護師による肝疾患ワーキンググループの活動報告」、「肝疾患相談員の体験談」の6テーマの講演、および、グループワークを行った。
- ・ 肝疾患相談センター相談員向け研修会(平成23年3月9日): 50拠点病院から55名参加し、「肝疾患診療相談センターの立ち上げ、運営、そして課題」、「肝疾患相談員の役割・機能(看護師の立場から)」、「相談支援のプロセス〜がん専門相談員として求められること」、「肝疾患患者のメンタルケア・インフォームドコンセント」、「相談業務のプロセスとコミュニケーション技術」の5テーマの講演が行われた。

3. 児童精神に関するネットワーク構築の推進

国府台病院において、年間6回開催した児童精神科地域連携会議を通じて、地域の医療・福祉・教育領域の専門機関が地域診療ネットワーク会議にて情報共有をおこなった事例のデータベース作成にとりかかり、平成22年度未までに100以上の症例のデータが蓄積した。

	<p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して信頼のおける情報や分かりやすく入手できるよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行う。</p> <p>また、HPアクセス数を、年間1,000万PV以上とする。</p>	<p>(2) 情報の収集・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療従事者や患者・家族が感染症その他疾患に関して、信頼のおける情報や分かりやすく入手できるよう、広く国内外の知見を収集、整理及び評価し、ホームページ等を通じて、国民向け・医療機関向けに最新の診断・治療情報等の提供を行う。 また、HPアクセス数を、年間1,000万PV以上とする。 	<p>(2) 情報の収集・発信</p> <p>1. ホームページの改善等、広報体制の整備</p> <p>ホームページの見やすさ等の改善を図るため、平成22年8月のセンター病院新病棟オープンを機に、ポータルページのデザイン更新を行った。またセンター全体の広報活動を担う広報係長を総務課に新たに配置するとともに、各事業所に広報戦略ワーキンググループを組織するなど、広報活動を更に円滑に行うための体制を整備した。</p> <p>【HPアクセス数】 平成22年度 1,299万件</p> <p>2. 各分野における情報発信の取組</p> <p>(1) HIV・エイズ</p> <p>医療従事者や患者・家族がHIV感染症に関して、信頼のおける情報を分かりやすく入手できるようホームページを全面的に改定中である。全面改定前ではあるが今年度で特記すべきは、東日本大震災に関連したHIV感染症診療情報に関するサイトをトップページに開設し、被災地の病院情報など日々の最新情報を提供した。</p> <p>(2) 感染症</p> <p>平成22年7月にホームページを刷新し、輸入感染症（マラリア、デング熱、腸チフスなど）や一類感染症（ラッサ熱）に関する医療者向け情報を充実させた。一般の海外旅行者向け情報（マラリア予防、下痢症予防）をホームページにPDFで掲載し、よりダウンロードしやすいように整備した。</p> <p>【該当ページアクセス数】 平成22年度 293,945件</p> <p>(3) 肝炎</p> <p>肝炎情報センターは平成20年12月にホームページを立ち上げ、インターネットによる最新情報提供を行っている。拠点病院の指定状況を紹介するとともに、各自治体における肝疾患専門医療機関リストや拠点病院内に設置された肝疾患相談センターホームページへのリンクを貼ることで、患者の利便性がより向上するよう努めている。</p> <p>【該当ページアクセス数】 平成22年度 130,027件</p> <p>(4) 糖尿病</p> <p>「糖尿病診療—最新の動向—」と題した医師・医療スタッフ向け研修会を、糖尿病情報センターが主催して全国3カ所（札幌、東京、名古屋）で、のべ5回（5/16,7/18,9/5,12/5,2/6）開催した。総参加者数は、582名であった。</p> <p>また、糖尿病に関するかかりつけ医向けの診療マニュアルを平成22年度中に作成し、現在糖尿病情報センターのホームページで公開している。</p> <p>糖尿病情報センターのホームページにおいて、医療従事者や患者に対して情報発信を行い適宜情報更新を図っている。</p> <p>【該当ページアクセス数】 平成22年度 141,916件</p> <p>(5) 児童精神</p> <p>児童精神地域診療ネットワーク会議を、国府台病院内において6回（5/14,7/9,9/10,11/19,1/14,3/11）開催し、診療機関のネットワーク構築を推進するとともに情報発信を行った。</p>
--	--	--	---

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業務の実績
<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>医療政策をより強固な科学的根拠に基づき、かつ、医療現場の実態に即したものであるため、科学的見地から専門的提言を行うこと。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <p>感染症その他の疾患に関して明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。</p>	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症その他の疾患に関して明らかとなった課題の解決策等について、科学的見地から専門的提言を行う。 	<p>5. 国への政策提言に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> HIV感染症に関し、エイズ動向委員会（年2回出席）、薬事委員会、障害年金専門家会議、エイズ予防指針作業班会議などに出席し、専門的な立場から提言を行った。 糖尿病、代謝性疾患に関する専門的知見を基礎として、薬事審議会医薬品第一部会の審議に参加し、専門的な立場から提言を行った。 平成21年度より「肝炎に関する全国規模のデータベース構築に関する研究（厚生労働科学研究費）」を研究代表者として実施しており、以下のような2つのエビデンスを得ている。 <ol style="list-style-type: none"> ① インターフェロン治療への診療アクセス改善策に関する研究：インターフェロン治療費助成に対して多額の公費が投入されているにもかかわらず、特に若年者層での受療率が低迷している理由として、仕事や家庭の事情で入院導入が困難であることが主な理由として指摘されていた。そこで、全国14施設の協力を得て、C型肝炎に対するペグインターフェロン（トリパブリン）治療を入院導入するか、外来導入するかを対比したところ、奏効率、有害事象発現率において両者間に全く有意差がないことを見出した。すなわち、外来導入は専門医が関与する限りにおいて安全に行い得るというエビデンスを創出し得た（肝臓 2011年）。外来導入特別加算の新設など、医療サイドのインセンティブを高める施策も含めて厚生省へ提言済みである。 ② B型・C型肝炎疾患に対するインターフェロン公費助成のアウトカムに関する検証：インターフェロン公費助成は国と自治体との共同事業として平成20年度から開始されており、そのアウトカムを正確に把握し、次の肝炎対策に活かすことが求められている。肝炎情報センターでは、全国の41自治体肝炎対策担当部署の協力を得てインターフェロン治療効果判定報告書の収集・解析事業を行っている。平成21年12月から平成23年5月までに約6,500例のデータを取集し、解析の後に2ヶ月毎に各自治体へフィードバックし、拠点病院、専門医療機関ほかの肝炎患診療ネットワークへの情報提供を行っている。特に、研究班では地域差の有無についての検討も進めており、治療成績については均てん化されているものの、C型肝炎ウイルス遺伝子型の分布、再治療例の比率、65歳以上の患者比率などには地域差を認めている。
<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じて、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対し準備する。また、新感染症の発生に向けた訓練を毎年1回実施する。</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対する準備として災害訓練を実施する。さらに、新感染症の発生に向けた訓練を1回実施する。 	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公衆衛生上の重大な危害発生に備えた取組 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害訓練等 <ul style="list-style-type: none"> 災害訓練について、全職員を対象に平成22年1月15日に実施するとともに、災害マニュアルの見直しも行った。併せて、NBC災害(放射性物質、生物剤、化学剤)による特殊災害)への対応マニュアルについても見直しを行った。 (2) 新感染症の発生に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> 特定感染症指定医療機関(りんくう総合医療センター市立泉佐野病院、成田赤十字病院)と、成田空港検疫所、東京空港検疫支所、関西空港検疫所との間に、インターネット回線を介したテレ会議システムを用いたネットワークを形成。国内外の公衆衛生上重大な危害に対する多方向性情報交換の基盤を整備した。 また、致死的なウイルス性重症肺炎の新規治療として、ポリミキシンBカラムを用いた血液浄化療法を提案し、ベトナム国の高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)肺炎症例に適用して、その有効性の検証を行った。 新感染症の発生に向けた訓練については、平成23年1月25日に新感染症患者の受け入れ訓練を新感染症病棟にて実施した。
<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、国の要請に応じて、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <p>国の要請に応じて、国内外の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切な対応を行う。またそのような事態に対する準備として災害訓練を実施する。さらに、新感染症の発生に向けた訓練を毎年1回実施する。</p>	<p>6. その他我が国の医療政策の推進等に関する事項</p> <p>(1) 公衆衛生上の重大な危害への対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公衆衛生上の重大な危害発生に備えた取組 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害訓練等 <ul style="list-style-type: none"> 災害訓練について、全職員を対象に平成22年1月15日に実施するとともに、災害マニュアルの見直しも行った。併せて、NBC災害(放射性物質、生物剤、化学剤)による特殊災害)への対応マニュアルについても見直しを行った。 (2) 新感染症の発生に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> 特定感染症指定医療機関(りんくう総合医療センター市立泉佐野病院、成田赤十字病院)と、成田空港検疫所、東京空港検疫支所、関西空港検疫所との間に、インターネット回線を介したテレ会議システムを用いたネットワークを形成。国内外の公衆衛生上重大な危害に対する多方向性情報交換の基盤を整備した。 また、致死的なウイルス性重症肺炎の新規治療として、ポリミキシンBカラムを用いた血液浄化療法を提案し、ベトナム国の高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)肺炎症例に適用して、その有効性の検証を行った。 新感染症の発生に向けた訓練については、平成23年1月25日に新感染症患者の受け入れ訓練を新感染症病棟にて実施した。 	<p>2. 東日本大震災における取組</p> <p>(1) 災害派遣医療チームによる、災害発生直後の医療支援活動</p> <p>災害発生6時間後に、センター病院職員4名1組(医師・看護師・事務)とする災害派遣医療チーム(DMAT)を仙</p>

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業績
<p>(2) 国際貢献 我が国の国際保健医療協力の中核的機関として、感染症その他の疾患に関する専門的な医療及び国際保健医療協力等の向上を図るとともに、これらに対する調査及び研究並びに技術者の研修を行うこと。</p>	<p>(2) 国際貢献 開発途上国における保健システム（母子保健、感染症対策等を含む。）の推進を図るため、中期目標の期間中、5年間に400人以上の専門家を派遣し技術協力を行う。また、開発途上国からの研修生を5年間に延べ800人以上受入れる。 緊急援助等の支援活動を行うとともに、国際機関や国際協力機構（JICA）等の依頼に応じ調査研究・評価事業を実施する。 広く国民及び国内外の関係機関に対し、国際保健に関する情報提供等を行い、我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、必要な知識、技術の習得を促す研修を国内外で実施する。 また、国際医療協力を実施している機関とのネットワークを構築し、開発途上国等において保健医療分野の共同研究や人材育成等の諸協力を実施する。</p>	<p>(2) 国際貢献 ・ アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システム（母子保健、感染症対策等を含む。）の強化を図るため、専門家を派遣する。 ・ アジア、アフリカ等の開発途上国からの研修生を受入を積極的に行う。 ・ 国際協力機構（JICA）の要請に応じて、緊急援助等の支援活動を行う。 ・ 国際機関、国際協力機構（JICA）等の依頼に応じて、調査研究・評価事業を実施する。 ・ 国際保健に関して、広く国民及び国内外の関係機関に対し、我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、必要な知識、技術の習得を促す研修を国内外で実施する。</p>	<p>台（仙台医療センター）に派遣し、3月14日にはDMAT2次隊を派遣。また、羽田空港における広域搬送受入基地での医療活動に国府台病院より医師1名を派遣した。</p> <p>(2) 医療派遣チームによる被災地中期支援活動 被災地支援の長期化を見越し3月17日に調査団を派遣し、宮城県東松島市の西側に位置する鳴瀬地区（人口11,000人）において、避難所巡回診療を行った。3月22日以降医療チーム（コーディネーター1名、医師2名、看護師3名、薬剤師1名、事務1名）を継続的に現地に派遣し、鳴瀬地区の避難所（14-17カ所）を国立病院機構の医療チームと協力して定期的に巡回診療を行った。また、国際医療協力部からコーディネーターを派遣し、東松島市保健福祉部健康推進課が行う同市で支援活動している医療チーム（5-6チーム）全体の調整や報告業務、避難所における保健衛生活動について支援した。</p> <p>(3) 心のケアチームによる巡回診療活動 国府台病院から心のケアチーム（精神科医師、ソーシャルワーカー、看護師）を石巻地域へ派遣し、避難所を中心に巡回して被災者の心の諸問題の解決を支援した。</p> <p>【医療チームの派遣実績】 DMAT 2隊 のべ 9名 医療班 7隊 のべ36名 心のケアチーム 1隊 のべ 4名（各平成22年度未現在） ※この活動は、平成23年度においても継続中である。</p> <p>(2) 国際貢献 ・ アジア、アフリカ等の開発途上国における保健システム強化を図るための専門家派遣実績 年間目標である80件に対し、112件の実績となった。このうち22件は1年以上の長期派遣であり、地域別内訳はアジア（71件）、アフリカ（28件）、その他（13件）である。 ・ アジア、アフリカ等の開発途上国からの研修生受け入れ実績。 年間目標である160件に対し、252件の実績となった。視察や講義を通じて、世界最高水準の保健指標を達成した日本の経験を共有すると同時に、活用できる資源の限られた研修員の母国においても実施可能な活動計画を持ち帰ることができよう支援を行っている。 ・ 国際協力機構（JICA）の要請に応じた緊急援助等の支援活動実績 平成22年度 4名 平成22年度の要請件数は3件（ニュージーランド地震、インドネシア火山煙害、パキスタン洪水）で4名が派遣された。 ・ 国際機関、国際協力機構（JICA）等の依頼に応じた調査研究・評価事業実績 平成22年度 32件 32件の内訳は事前評価調査14件、運営指導7件、無償資金協力調査6件、その他5件であり、保健医療ならびに国際保健の専門性を活かした調査が実施された。 ・ 国際保健基礎講座の開催件数及び、参加者数の実績 平成22年度 10件、275名 国際医療協力を旨とする若手人材が継続的に学びを深めていく機会を提供する事を目的に、週末を活用して国際医療協力部職員のフィールド経験のエッセンスを伝えている。本講座で得た知識は、さらに本格的な「国際保健人材養成研修」に参加するための下地となる。</p>

国立国際医療研究センター事業報告書

中 期 目 標	中 期 計 画	平 成 2 2 年 度 計 画	平 成 2 2 年 度 の 業 務 の 実 績
		<ul style="list-style-type: none"> 我が国の国際保健医療協力人材を養成するため、研修カリキュラムを作成するとともに、国際保健人材養成研修を実施する。 ベトナム・バクマイ病院と共同研究の推進等を図るための協定を締結する。 WHO協力センターとしての活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際保健に関する情報提供の取り組み <ul style="list-style-type: none"> 国際医療協力部ホームページを通じて、当センターの国際保健への取り組みを広報すると共に、国際保健医療に関する知識の普及を図った。また、英語版のホームページの立ち上げも行った。平成22年度の合計閲覧数は54万PVであった。また、これまで刊行してきた紙ベースのネットワークニュースの内容およびデザインをより一般向けに見直し、オンラインベースのメールマガジン「ニュースレター」として新たに創刊し3号発行した。さらに、部の広報を通じた国際保健の普及として、部の紹介DVD（日本語、英語、仏語）とリーフレット（日本語版5,000部、英語版4,000部、仏語版1,000部）を作成し広く配布している。 WHO総会や世界基金理事会などの国際会議へ出席は年間20名であり、WHOや世界基金に関して厚生労働省や外務省へ提供した技術的提言数は224件であった。 国際保健人材養成研修を開催し、24名の参加者があった。この研修は、国際保健医療協力の専門家による実践的な内容を含む講義を通じて、国際保健医療協力の基礎知識を習得するとともに、海外のフィールド実習を通して実践力を養うことにより、国際保健医療協力を携わる人材を養成することを目的としている。またレジデント研修を3名に実施し、臨床研修期間中の若手医師に国際保健の現場体験の機会を与えている。 平成17年8月から平成22年3月迄の間、ベトナム・バクマイ病院との間に医療協力に関する合意書（MOU）を締結していたが、旧合意書における期間の満了とともに、平成22年4月の独立行政法人への移行に伴う、センターの名称変更及び代表者変更も必要となり、さらに協力内容も研究協力のみならず人材交流など、他の分野での協力も視野に入れてMOUを再度締結することとなり、平成23年6月2日に締結した。 WHO協力センターとして、西太平洋地域（WPRO）における保健システム強化のためのガイドライン作りに会議参加やドRAFT策定にも参画した他、一昨年のカンボジア、ベトナムに続いて、ラオスにおける保健システム強化に関する現地調査を実施した。また、年報も作成し、WHO/WPROの保健システム強化部門に提出した。 WHO/WPROのHIV/AIDS部門に対してこれまで、短期コンサルタントの派遣や、HIV/AIDSに関する会議開催などを通じて協力を行ってきたことが認められ、Technical Partner（技術パートナー）への要請があり、平成22年9月22日に正式にWHO/WPROから認定された。その後も、WHO/WPROだけでなく、WHO/PAHO（アメリカ地域事務所）との協力も始まっている。以上、連携実績数は、2件（目標1件）、

<p>(3) HIV・エイズ</p> <p>エイズ治療・研究開発センターは、HIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を厚生労働省に届いた意見を踏まえつつ着実に実施するとともに、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行うこと。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成18年厚生労働省告示第89号）に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等と連携し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図ること。</p>	<p>(3) HIV・エイズ</p> <p>エイズ治療・研究開発センターは、HIV裁判の和解に基づき国の責務となった被害者の原状回復に向けた医療の取組を被害者の意見を反映しつつ着実に実施し、エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供等の必要な取組を進めるとともに、必要な人的体制整備を計画的に進める。</p> <p>また「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成18年厚生労働省告示第89号）に基づき、エイズに係る中核的医療機関としてブロック拠点病院等と連携し、地域におけるエイズ医療水準の向上を図ること。</p>	<p>(3) HIV・エイズ</p> <ul style="list-style-type: none"> HIV・エイズに関し、診断及び治療、臨床研究、診療に関する相談、技術者の研修並びに情報の収集及び提供を行う。また、HIV・エイズのブロック拠点病院等を支援するとともに連携を図る。 	<p>(3) HIV・エイズ</p> <p>1. HIV・エイズに関する取組 平成22年度のHIV・エイズ患者の診療実績は、延べ外来患者数7,754名、延べ外来患者数12,361名であった。また、外部からの診療等に関する相談件数は、年間2,832件に達した。HIV診療均てん化のための全国の医療従事者に対する研修については前掲（2）モデル的研修・講習の実施（参照）のとおりである。なお、平成22年度にACCで実施した研修の受講者数は140名で、平成9年度からの合計が1,427名に達した。また、旭中央病院を加えた首都圏6カ所における研修の受講者数は、297名であった。</p> <p>このほか、診療情報をコンパクトにまとめた患者教育用小冊子（患者ノート）を年間合計8,280冊配布するとともに出張研修などで用いた資料等についても、全国の医療従事者がいつでも自由に閲覧、自己研修が可能となるようにACCホームページでE-learningの形で積極的に公開するなど、情報の提供に努めた。</p> <p>2. ブロック拠点病院等への支援 ブロック拠点病院との連携支援に関しては、医師不足で診療に窮していた石川県立病院に対し、平成22年10月より月1回ACCより医師を派遣し外来診療をサポートした。また、患者が急増している名古屋医療センターに対しては、今後の名古屋地区の医療のあり方に関する検討を名古屋大学との連携を図りながら検討した。さらに、東日本大震災後には、仙台医療センターや福島医大などと診療情報を共有し、ホームページに診療情報サイトを立ち上げ、現場で必要となる診療情報等を迅速に掲載するなどして対応した。</p>
--	--	---	--

(4) 看護に関する教育及び研究
 国立高度専門医療研究センターの職員の養成及び研修を目的として、看護に関する学理及び技術の教授及び研究並びに研修を行うこと。

(4) 看護に関する教育及び研究
 国立看護大学校において、看護学部及び研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程とともに、認定看護師教育課程を毎年開催する。
 また、オーブンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催し、国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行い、質の高い学生等の確保に努める。
 さらに、看護研究活動を推進する。

(4) 看護に関する教育及び研究
 ・ 研究課程部における教育の充実を図るとともに、認定看護師教育課程を1コース、短期研修を4コース開催する。
 また、オーブンキャンパスや公開講座を毎年3回以上開催し、国立看護大学校に関する情報提供を積極的に行う。
 ・ 臨床看護研究推進センターを設置し、看護研究活動を推進する。

(4) 看護に関する教育及び研究

- 研究課程部における教育の充実
 研究課程部においては、専門性の高い看護能力や学問的探求・効果的な看護実践能力を育成し看護の質的向上を目指しているが、社会人に対する教育機会の拡大に資するとともに、働きながら看護研究活動を継続的に実現するため、平成22年9月に長期履修制度を導入し教育の充実を図った。
- 認定看護師教育課程等の開催
 がん化学療法を受ける患者等に対して全人的かつ専門性の高い看護の実践能力を育成するため、平成22年10月4日から平成23年3月17日まで、がん化学療法看護の教育課程を開講し16名が修了した。
 政策医療に携わる看護管理責任者に求められる遂行能力を習得するため、平成22年10月4日から平成23年3月17日のうち32日間の期間で認定看護管理者教育課程を開講し12名が修了した。
- 短期研修の開催
 政策的な内容に視点をあてるとともに、前年度のアンケート調査を踏まえ次の4コースを開催した。

・看護研究研修	平成22年 7月26日から30日	参加者： 12名
・せん妄ケア	平成22年 9月 3日	参加者： 90名
・院内教育	平成22年 9月13日から14日	参加者： 88名
・最新の科学的根拠に基づいた感染防止技術	平成22年11月11日から12日	参加者： 128名

4. 積極的な情報提供

国立看護大学校の情報提供するためオーブンキャンパスを開催するとともに、近隣の医療施設に勤務する看護職員や清瀬市民を対象とした公開講座を開催した。

- 看護学部オーブンキャンパスの開催
 平成22年 7月24日 参加者： 324名
 平成22年 8月21日 参加者： 300名
- 研究課程部オーブンキャンパスの開催
 平成22年 5月15日 参加者： 8名
 平成22年 7月30日 参加者： 11名
 平成22年11月 5日 参加者： 5名
- 公開講座の開催
 了) 看護の日の公開講座 平成22年 8月21日 参加者： 76名
 イ) 清瀬市健康大学講演会と共催の公開講座 平成22年10月23日 参加者： 104名

また、進学予備校等が開講する大学受験者向けの進学相談会に教職員が出向き、看護学部の情報提供を行い、併せて、仙台、大坂、広島、その他東京近郊で開催された進学相談会に参加した。

・ホームページについては、看護学部及び研究課程部の受験内容等の更新及び研究課程部の教員紹介の内容を充実したことにより、100万件を超えるアクセスがあった。

5. 臨床看護研究推進センターの設置等

国立高度専門医療研究センターの看護師等が行う臨床看護研究を推進するため、平成22年4月に臨床看護研究推進センターを設置し、研究相談及び看護師が行う臨床看護研究11件の継続指導を行った。

6. 国立看護大学校研究紀要の発行

国立看護大学校における研究の推進と研究成果を外部に周知するとともに、国立高度専門医療研究センターの看護師等の研究活動に資するため、平成23年3月に研究紀要を発行し、各国立高度専門医療研究センターに配布した。

第3 業務運営の効率化に関する事項

1. 効率的な業務運営に関する事項
業務の質の向上を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的な事務分担の明確の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置を適し、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。

総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づいて人件費改革に取り組むとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けようものとする。

その際、併せて、医療法（昭和23年法律第205号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行うこと。

- センターの効率的な運営を図るため、以下の取組を進めること。
- ① 給与水準について、センターが担う役割に留意しつつ、適切な給与体系となるよう見直し
 - ② 共同購入等による医薬品、医療材料等購入費用の適正化
 - ③ 一般管理費（退職手当を除く）

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 効率的な業務運営に関する事項

(1) 効率的な業務運営体制

センターとしての使命を果たすことができていくために、高度先駆的医療や臨床研究の推進などの体制の整備とあわせて、組織の適正化など効率的な業務運営体制を構築する。

さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。

総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき平成22年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づいて人件費改革の取組を平成23年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けようものとする。

その際、併せて、医療法（昭和23年法律第205号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 効率的な業務運営に関する事項

(1) 効率的な業務運営体制

センターとしての使命を適切に果たしていくために、高度先駆的医療や臨床研究の推進などの体制の整備とあわせて、組織の適正化など効率的な業務運営体制を構築する。

さらにセンターの使命に応じて、より効率的に成果を生み出せるよう、各部門の再編を行う。

総人件費については、センターの果たすべき役割の重要性を踏まえつつ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき平成22年度において1%以上を基本とする削減に取り組み、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づいて人件費改革の取組を平成23年度まで継続するとともに、給与水準に関して国民の理解が十分得られるよう必要な説明や評価を受けようものとする。

その際、併せて、医療法（昭和23年法律第205号）及び診療報酬上の人員基準に沿った対応を行うことはもとより、国の制度の創設や改正に伴う人材確保も含め高度先駆的医療の推進のための対応や医療安全を確保するための適切な取組を行うこと。

また、独立行政法人に関する制度の見直しの状況を踏まえ適切な取組を行う。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置

1. 効率的な業務運営に関する事項

(1) 効率的な業務運営体制

1. 高度先駆的医療や臨床研究の推進などの体制整備
招へい型任期付職員や若手育成型任期付職員については年俸制を導入するとともに、高度の専門的な知識、技術等を有する者及び研究者として高い資質を有する者など優秀な人材を公募により採用し、高度先駆的医療や臨床研究推進などのための体制整備を図った。

公募による採用実績 25名（うち任期付研究員の採用 14名）

2. 臨床研究推進のための基盤整備（再掲）

病院内で臨床研究を円滑に進めるために、国際臨床研究センターの体制整備を図り、研究支援部の室長を新たに3名任命し、臨床研究を推進するための相談（患者登録体制の構築も含む）、倫理的事項の整理、研究実施状況の管理を行うための責任ある体制を整備した。

また、国際協力医学研究財団が行っていたデータマネジメント業務(JCRAC)を国際臨床研究センターが引き継ぎ、データセンター長とデータマネジジャーを増強することで、臨床研究に必要なデータマネジメントの機能を当センターにおいて活用できる環境を整備した。

3. 組織の適正化、効率的な業務運営体制

センターの庶務を司る管理部門にあたる総務部、人事及び労務管理にあたる人事部、経営状況の把握及び経営戦略の立案にあたる企画経営部、経理及び施設管理にあたる財務経理部の4部体制のほか、国府台病院の事務を司る事務部を置き効率的な組織体制とした。

また、組織の活性化を目指し、理事会、監査室、企画戦略室、コンプライアンス室を設置しガバナンス体制の強化を図り、監査室においては、内部監査を実施した。

さらに、国府台病院の事務及び看護大学の事務のうち、財務、給与及び調達に関する業務の一部を戸山地区に一元化し、効率的・効果的な運営体制とした。

4. 技能職常勤職員の離職後の不補充

技能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、常勤職員の離職後の不補充は行わず、外部委託又は短時間の非常勤職員での補充とした。

【退職者数】6名

- 調理師3名退職後、外部委託により不補充
- 看護助手2名退職後、非常勤職員での後補充
- 薬剤助手1名退職後、業務見直しにより不補充

国立国際医療研究センター事業報告書

平成22年度の業績

平成22年度計画

中期計画

中期目標

く。)について、平成21年度に比し、中期目標期間の最終年度において15%以上の削減
 ④ 医業未収金の発生防止及び徴収の改善並びに診療報酬請求業務の改善等収入の確保

① 副院長複数制の導入
 特命事項を担う副院長の設置を可能とするとともに、副院長の役割と院内での位置付けを明確化する。

② 事務部門の改革
 事務部門については、配置を見直し、効率的・効果的な運営体制とする。

① 副院長複数制の導入
 ・ 平成22年度より副院長複数制を導入し、また、特命事項を担う副院長の設置については、院内における位置付けを検討する。

② 事務部門の改革
 ・ 事務部門については、センターの使命を適切に果たすための企画、立案、調整、分析機能の向上及びガバナンスの強化を目指した体制を構築するとともに、戸山地区、国府台地区及び看護大学校における財務・給与業務を戸山地区に一元化し、効率的・効果的な運営体制とする。

① 副院長複数制の導入

副院長の役割と病院内での位置づけを明確化し、センター病院及び国府台病院において副院長複数制を導入した。
 また、機能に応じて特命事項を担う副院長の設置については、特命事項や病院内の位置づけの検討を行い平成22年度については設置していない。

【副院長の役割】

- センター病院（3名体制）
 - ・ 総括担当
 - ・ 教育研修・臨床研究推進担当
 - ・ 医療安全・患者サービス担当（欠）
- 国府台病院（2名体制）
 - ・ 診療・運営・人事管理担当
 - ・ 医療訴訟・教育研修・医療安全・危機管理担当（欠）

② 事務部門の改革

1. 効率的な組織体制の構築
 センターの庶務を司る管理部門にあたる総務部、人事及び労務管理にあたる人事部、経営状況の把握及び経営戦略の立案にあたる企画経営部、経理及び施設管理にあたる財務経理部の4部体制のほか、国府台病院の事務を司る事務部を置き効率的な組織体制とした。
 また、組織の活性化を目指し、理事会、監査室、企画戦略室、コンプライアンス室を設置しガバナンス体制の強化を図った。監査室においては、内部監査を実施した。

2. 業務の一元化

国府台病院の事務及び看護大学校の事務のうち、財務、給与及び調達に関する業務の一部を戸山地区に一元化し、効率的・効果的な運営体制とした。

3. DPCの導入に向けた見直し

DPC対象病院に参加することを希望し、平成22年7月よりDPC準備病院として調査データの提出を開始したことから、調査データの精度を高めるべく、事務部門の見直しを行い関係する医事室の強化を図った。

※DPC：Diagnosis Procedure Combination の略称で急性期入院医療の診断群分類に基づく1日当りの包括評価制度のこと。

	<p>(2) 効率化による収支改善</p> <p>センターとしての使命を果たすための経営戦略や毎年の事業計画を通じた経営管理により収支相償の経営を目指すととし、5年間を累計した損益計算において、経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度の予定損益計算において、経常収支率が約96%となるよう経営改善に取り組む。また、費用対効果等に着眼し適切な事務・事業の見直しを推進する。 無駄削減への取組として、職員一人一人の経営意識の向上を目指した取組を、職員研修等を通じて行う。 	<p>(2) 効率化による収支改善</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度の予定損益計算において、経常収支率が約96%となるよう経営改善に取り組む。また、費用対効果等に着眼し適切な事務・事業の見直しを推進する。 無駄削減への取組として、職員一人一人の経営意識の向上を目指した取組を、職員研修等を通じて行う。 	<p>(2) 効率化による収支改善</p> <p>1. 収支改善の推進</p> <p>センターで実施する業務の特性を考慮した、より効率的・効果的な運営体制となるよう、研究所、病院、国際医療協力及び看護大学校それぞれの運営方針に応じ、事務部門も含めた職員の適性配置を行い、外部資金の受入や病院における診療報酬上の基準の新規取得など収益の増を図るとともに、棚卸しの見直しによる材料費や業務内容の見直しによる人件費及び委託費等に係るコスト削減に努め、収支改善を推進した。</p> <p>病院による医療収益は229億円であり、戸山地区における新病棟の完成に伴う減価償却費の増などの結果、医療収支率は98.8%となり、センター全体の経常収支率は99.8%で計画を上回る結果となった。</p> <p>【新たに取得した主な施設基準】</p> <p>①センター病院</p> <ul style="list-style-type: none"> 急性期看護補助体制加算 (H22.4.1) 栄養サポートチーム加算 (H22.4.1) 感染防止対策加算 (H22.4.1) 救命救急入院科 I (H22.10.1) <p>②国府台病院</p> <ul style="list-style-type: none"> 急性期看護補助体制加算 (H22.4.1) 一般病棟看護必要度評価加算 (H22.4.1) 感染防止対策加算 (H22.4.1) 精神科ダイケア等早期加算 (H22.4.1) 栄養サポートチーム加算 (H22.7.1) <p>【上位施設基準取得となった主なもの】</p> <p>①センター病院</p> <ul style="list-style-type: none"> 結核病棟入院基本料 13:1→10:1 (H22.4.1) 精神科病棟入院基本料 15:1→13:1 (H22.4.1) 精神科病棟入院基本料 13:1→10:1 (H22.7.1) 精神科病棟入院基本料 15:1→13:1 (H22.5.1) 運動器リハビリテーション料Ⅱ→Ⅰ (H22.8.1) 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ→Ⅱ (H22.8.1) <p>②国府台病院</p> <ul style="list-style-type: none"> 結核病棟入院基本料 13:1→10:1 (H22.4.1) 精神科病棟入院基本料 15:1→13:1 (H22.4.1) 精神科病棟入院基本料 13:1→10:1 (H22.7.1) 精神科病棟入院基本料 15:1→13:1 (H22.5.1) 運動器リハビリテーション料Ⅱ→Ⅰ (H22.8.1) 脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅲ→Ⅱ (H22.8.1) <p>2. 関連する事務・事業の見直し</p> <p>平成22年度においては、以下の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 6 ナショナルセンターでの検査試薬共同入札の実施 交渉権者との徹底した価格交渉 S P Dの導入による在庫管理の効率化 院内建築物総合管理業務委託と院内清掃業務委託の統合 複数年契約の実施 (院内建物総合管理業務、駐車場管理業務委託、カーテン賃貸借等の業務委託) <p>3. Q C活動に対する取組み</p> <p>センターのミッション達成に向けて、また、法人として自律的・効率的な運営を目指す上で、自分自身を正確に知ることが重要及びそれぞれが目標を持つことを基本に、職員がそれぞれの目標に向けてさらに一歩進んだ取組みや活動を行うことが重要となることから、積極的な取組みを推進するためその手法としてQ C活動を平成22年7月より開始した。</p> <p>Q C活動については、各部門におけるあらゆる課題について様々な創意工夫を凝らし、職員1人1人が職務・職責を超え、お互い協力し合いながら業務の改善や質の向上に向けた活動を行うものであり、接遇に関するものなどの提案があり、各チームによる活動が開始されている。</p> <p>【Q C活動の事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> チームスマイル活動 (接遇に関して、アンケート実施、結果公表及び継続的フォローアップを行い、患者対応、職員間コミュニケーション等) 等について、継続的な改善を促す活動を行った。
--	---	--	---

	<p>① 給与制度の適正化</p> <p>給与水準等については、社会一般の情勢に適合するよう、民間の従業員の給与等を踏まえ、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直します。</p>	<p>① 給与制度の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準等については、民間等の従業員の給与等を参考に、業務の内容・実績に応じたものとなるよう見直しを行う。 	<p>4. 職員研修の実施</p> <p>独立行政法人化への移行に伴い、適切な病院運営および効率的な経営を維持する必要があることから、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等を対象に、具体的な経営改善事例を交えた研修会を平成23年2月14日に開催し、145名が受講した。</p> <p>① 給与制度の適正化</p> <p>職員給与の基本給については、独法移行を機に職務給（職員の職務内容と責任に応じた給与）の原則に従い、民間の給与水準や国立病院機構との均衡等も考慮した上で、より職員の職務内容と責任に応じた給与カーブとするなど、給与制度を見直した。また、法人運営に与える影響が大きき、管理・監督的立場にある医長・室長以上の職員（医師・研究員）の給与については年俸制を導入して勤務成績を反映させるなど改善を進めている。さらに、任期付職員（招へい型）についても、職務に対するインセンティブを高めるため年俸制を導入し、優秀な人材の獲得を可能とした。</p> <p>民間春季賃上げ状況や人事院勧告等を総合的に判断して職員給与規程を改正し、平成22年12月1日に施行した。</p> <p>【主な見直し内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中高年齢層の基本給月額引き下げ ・ 業績手当については、年間4.15月分を0.2月分引き下げ ・ 医師等の給与については、民間給与の状況などを考慮し、現行水準に据置 <p>② 材料費の節減</p> <p>1. 医薬品等の共同入札の実施</p> <p>(1) ナショナルセンターによる共同入札</p> <p>医薬品、検査試薬及び医療材料については、契約事務の合理化、効率化及び契約単位を増やすことによるスケールメリットを活かし、医薬品等の価格低減を図ることを目的として、6ナショナルセンターによる共同入札を実施した。</p> <p>【節減額】 23,950千円</p> <p>【共同入札の品目数及び割合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品：3,016品目（総契約品目数 3,500品目） 86.2% ・ 検査試薬：1,263品目（総契約品目数 2,014品目） 62.7% ・ 医療材料：1,198品目（総契約品目数 5,707品目） 21.0% <p>(2) センター病院、国府台病院による共同入札</p> <p>在宅医療機器賃借、X線フィルムについては、センター病院と国府台病院との共同入札を実施し、賃借料及びフィルム費用の抑制を図った。また、精米の共同入札も実施した。</p> <p>【節減額】 240千円</p> <p>(3) 医用画像情報システムの導入</p> <p>平成22年度より国府台病院においてフィルムレス化を推進するため医用画像情報システムを導入し、フィルム費用の節減を図った。</p> <p>【節減額】 13,960千円</p> <p>2. 入札方法変更による価格交渉</p> <p>独立行政法人化に伴い新たに会計規程を制定し、競争入札を採った場合は、第一交渉権者を決定した後、さらに価格交渉を行い契約価格を決定することとし契約金額の抑制を図った。</p> <p>【節減額】 20,685千円（120件）</p>
--	---	---	---

	<p>③ 一般管理費の節減 平成21年度に比し、中期目標の期間の最終年度において、一般管理費(退職手当を除く。)について、15%以上節減を図る。</p> <p>④ 建築コストの適正化 建築単価の見直し等を進めるとともに、コスト削減を図り、投資の効率化を図る。</p> <p>⑤ 収入の確保 医療未収金については、新規発生の防止に取り組むとともに、定期的な支払案内等の督促業務を行うなど回収に努めること、平成21年度に比して(※)医療未収金比率の縮減に取り組む。 また、診療報酬請求業務については、院内のレセプト点検体制の確立等により適正な診療報酬請求事務の推進に努める。</p>	<p>③ 一般管理費の節減</p> <ul style="list-style-type: none"> センター内の業務の見直し等により、一般管理費(退職手当を除く。)の経費節減に向けた業務運営体制を目指す。 <p>④ 建築コストの適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 市場単価を導入することにより、建築コストの削減を図り、投資の効率化を図る <p>⑤ 収入の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療未収金の新規発生防止の取組を推進し、定期的な支払案内等の督促業務を行い回収に努めるとともに、法的手段の実施についても検討を進める。 適正な診療報酬請求事務の推進に当たっては、外部ツールによる精度管理を実施するとともに、医師をはじめ委託職員も含めた勉強会を定 	<p>3. 材料費の抑制 医薬品等の共同入札による経費削減やSPDによる適正な在庫管理により、材料費率の抑制を図った。 【材料費率】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>平成21年度</td> <td>平成22年度</td> </tr> <tr> <td>センター病院</td> <td>35.5%</td> <td>→ 34.4%</td> </tr> <tr> <td>国府台病院</td> <td>20.2%</td> <td>→ 17.7%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>32.4%</td> <td>→ 31.1%</td> </tr> </table> <p>4. 適正な在庫管理 (1) SPD (Supply Processing Distribution: 物品管理の外注化) による在庫管理 平成22年度より、職員の業務省力化、診療材料の消費量管理の徹底による診療報酬の請求漏れ防止、使用品目の統一化による費用削減などを行うため、SPDを導入し適正な在庫管理による効率化を図っている。 また、平成22年8月より電子カルテ導入に伴い新物流管理システムを導入し、診療材料の消費管理のシステム化を図り、より適切な在庫管理を行っている。</p> <p>(2) 部署定数見直しによる在庫の縮減 平成22年11月に、各部署の診療材料の定数を見直し、センター全体での在庫の縮減を図った。 【節減額】 4,646千円</p> <p>③ 一般管理費の節減 一般管理費(退職手当を除く。)については、委託費の見直し等による費用節減により平成21年度に比し110百万円(▲14.0%)減少し、674百万円となった。</p> <p>④ 建築コストの適正化 平成22年度に発注した工事(旧中央棟解体工事、仮設保育所新築その他工事)については、市場単価を100%採用するとともに、入札に当たっては最低制限価格を設けないことにより、業者間の競争を促し、コストの削減を図った。 【落札率】 ・旧中央棟解体工事 50.73% ・仮設保育所新築その他工事 99.54%</p> <p>⑤ 収入の確保 1. 医療未収金の回収及び発生防止策の実施 未収金督促マニュアルの見直しを行い、新規発生の防止に努めるとともに、定期的な支払案内等の督促により未収金の回収に取り組んだ。また、平成22年12月よりクレジットカードによる支払方法を導入し、患者サービスの向上及び未収金発生の防止対策を講じた。 【医療収益に対する医療未収金の割合】 医療収益 平成21年度(H22.1未現在) 38,716,599千円(H20.4~H22.1) 0.128% 平成22年度(H23.1未現在) 40,809,309千円(H21.4~H23.1) 0.122% (対前年度0.006ポイントの改善)</p>		平成21年度	平成22年度	センター病院	35.5%	→ 34.4%	国府台病院	20.2%	→ 17.7%	全体	32.4%	→ 31.1%
	平成21年度	平成22年度													
センター病院	35.5%	→ 34.4%													
国府台病院	20.2%	→ 17.7%													
全体	32.4%	→ 31.1%													

国立国際医療研究センター事業報告書

平成22年度の業務の実績

平成22年度計画

中期計画

中期目標

	<p>※ 平成21年度（平成20年4月～平成22年1月末時点） 医業未収金比率0.13%</p> <p>2. 電子化の推進 (1) 電子化の推進による業務の効率化</p> <p>業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。 また、電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。</p>	<p>期的に開催し、院内におけるレセプト点検体制の確立を図る。</p> <p>2. 電子化の推進 (1) 電子化推進による業務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の効率化を図るために職員に対する通報等の文書の電子化を、費用対効果を勘案しつつ取り組むよう努めるとともに、情報セキュリティの向上を図る。 電子カルテシステムの円滑な運用のための具体的な取組を行う。 	<p>2. 診療収入増の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 診療報酬請求時に外部ツールによる「レセプト点検」を毎月実施している。 外部ツールによる「精度管理調査」を平成23年3月に実施した。 調査対象 平成23年1月診療分 外来 105件 入院 82件 調査方法 一定の割合で抽出したカルテ・伝票・レセプトの3点を突合して不備をチェックする。 調査内容 算定上の不備、起票上の不備、カルテ記載の不備等の確認を行い、算定誤り、算定漏れ等の実態を把握する。 毎月1回「レセプト担当者会議」を開催し、各診療科の医長クラスが参加のうえ、「精度管理調査」、「レセプト点検」等の結果による問題の改善並びに審査減の確認、防止対策の検討を行っている。 <p>2. 電子化の推進 (1) 電子化推進による業務の効率化</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員専用ホームページ機能の充実 センター職員専用ホームページについて、メニュー構成の追加等リニューアルを行い、機能の充実、利便性及び操作性の向上を図った。 業務の効率化 従来、印刷して職員へ配布していたセンター内報、規程、マニュアル等について、平成22年度よりセンター職員専用ホームページに掲載することにより経費削減及び業務の効率化を図った。 セキュリティの向上 センター職員専用ホームページ用サーバーについては、外部からの不正進入を防御するためウイルスソフトを更新導入し、セキュリティの向上を図った。 電子カルテシステムの導入 センター病院においては、新病棟移転に合わせて電子カルテシステムを導入した。これによりペーパーレスな診療体制と、医師をはじめとする全スタッフ間での診療情報の共有が可能となりチーム医療の更なる充実強化を図った。 さらに、電子カルテに蓄積された診療情報により、臨床研究の推進や、部門別・診療科別収支状況などの分析を行い経営改善のための資料としている。 医事会計システムの標準化 センター病院、国府台病院のシステム更新時において、標準パッケージの導入によるイニシャル、ランニングコストの低減並びに構築期間の短縮によるコスト低減を図っている。 また、センター病院において、2施設での共同入札を実施し、スケールメリットを活かしたシステム投資費用の低減を図っている。 ※共同入札実施状況（センター病院・国府台病院対象。平成23年3月3日開札。） 現導入費用と比較し、約1.4億円の削減効果（現導入費用461,790千円→322,560千円）
--	--	---	--

	<p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <p>企業会計原則に基づく独立行政法人会計基準への移行に伴い財務会計システムを導入し、月次決算を行い、財務状況を把握するとともに経営改善に努める。</p>	<p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22年度は企業会計原則に基づく会計処理への初年度であることから、4月1日から財務会計システムを導入し、確実に稼働させるとともに、経営分析システムの導入も図り、経営状況の把握、分析、評価が可能な体制の確立を図る。 	<p>(2) 財務会計システム導入による月次決算の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 財務会計システムの導入 <p>企業会計原則に基づく会計処理という新たな会計制度への移行に対し、財務会計に携わる関係職員が適切に対応できるよう、独立行政法人移行準備の段階より習熟研修やシステム説明会が実施され、さらに移行後にあらためて実施した財務会計処理に関する習熟研修を通じて、財務会計システム稼働後の適正な運用について再確認を行った。</p> 経営分析システムの導入 <p>平成22年度より導入した経営分析システムは、財務会計システム、医事システム及び人事給与システム等のデータを活用し、病院における部門別損益計算を行い、各種経営管理指標を算出し、部門毎の経営状況の把握を行うことにより経営改善のための参考資料として活用している。</p> <p>また、月次決算及び各種経営指標等については、各部門長が集うセンター管理会議において周知している。さらに、職員からの意見・提案を広く受け付ける提案箱を設置し、経営改善に役立てる仕組みを構築した。</p>
--	--	--	--

3. 法令遵守等内部統制の適切な構築
 法令遵守(コンプライアンス)等内部統制を適切に構築すること。
 特に契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施を図ること。

3. 法令遵守等内部統制の適切な構築
 法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、内部監査等の組織を構築する。
 契約業務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性、透明性を確保し、適正に契約業務を遂行するとともに、随意契約については、従前の「随意契約見直し計画」を踏まえた適正化を図り、その取組状況を公表する

3. 法令遵守等内部統制の適切な構築
 法令遵守(コンプライアンス)等の内部統制のため、監査室を設置して内部監査を実施するとともに、監事による業務監査及び会計監査、監査法人による外部監査を実施する。
 ・ 契約事務については、原則として一般競争入札等によるものとし、競争性、公正性及び透明性が十分確保される方法により実施する。

3. 法令遵守等内部統制の適切な構築

1. 監査室及びコンプライアンス室の設置

内部統制にかかわる組織体制として、コンプライアンス室及び監査室を設置し、監事による業務監査、会計監査、会計監査との連携を図り、効果的・効率的な内部統制体制の構築に取り組んだ。

2. コンプライアンスの推進

法令違反行為にかかる内部通報、職場環境に関する苦情相談等に適切に対応するため、職員等相談窓口センターを以下とおり設置した。

- (1) 苦情相談等の対象事項
 - ① 公益者通報保護法に基づく内部通報
 - ② 職場環境及び業務に関する苦情相談
 - ③ セクシャルハラスメントの防止及び排除並びに起因する問題に対する苦情相談
 - ④ 研究費の不正に対する通報及び相談
- (2) 職員等相談窓口担当者
 - ① 戸山地区事業所 ----- 人事部人事管理室長
 - ② 国府台地区事業所 ----- 事務部管理課長
 - ③ 清瀬地区事業所 ----- 事務部総務課長
 - ④ 研究費関係 ----- 企画経営部研究医課課長
 - ⑤ 通報窓口 ----- 弁護士事務所

3. 内部監査の実施

戸山地区、国府台地区、清瀬地区の病院、研究所、大学校、事務部門について、業務の適正かつ効率的な執行を図るとともに会計処理の適正を期すことを目的として、会計監査人の実施する会計監査の実施状況を踏まえつつ、内部監査計画を策定し諸規程に対する準拠性、業務運営の適正性及び効率性について内部監査を実施した。

また、独立行政法人へ移行した初年度であることから、以下の事項を重点項目として実地監査及び書面監査を行った。

- (1) 実地監査
 - ① 国から承継した固定資産の管理に関する事項
 - ② 外部資金による研究費の経理に関する事項
 - ③ 物品・役務等の契約に関する事項
 - ④ 保有個人情報に関する事項
- (2) 書面監査
 - 総務・人事・財務・診療報酬管理に関する事項について、自己評価チェックリストを作成し、自己評価の内容について書面による監査を実施した。

4. 監事による業務監査の実施

独立行政法人化の初年度である当法人は、理事長リーダーシップのもとで積極的なマネージメント改革が求められており、適正かつ効率的な業務運営が使命とされている。

業務監査については、理事会、運営会議、契約審査委員会、医療機器整備委員会等の法人の運営に重要な会議への出席、重要書類の閲覧並びに以下の項目を中心に業務運営状況の実態を把握するため、関係部門の担当役員からヒアリングを実施した。

- (1) 法人化後の組織が中期計画達成に向けて、有効かつ効率的に機能する組織となっているか。内部統制組織整備への取り組み状況は十分か。
- (2) 法人役員の業務執行が中期計画及び年度計画に沿って的確に実施されているか。
- (3) 法人の業務運営上のリスク管理、コンプライアンス体制は十分か。
- (4) 財務会計・管理会計システムを活用して月次決算を行い、会計データが経営状況の分析、問題点等に対する検討・改善に活用されているか。

5. 会計監査人による会計監査の実施

戸山地区、国府台地区、清瀬地区の病院、研究所、大学校、事務部門について、会計処理の適正や準拠性並びに財務報告等の信頼性を確保すべく以下の監査を実施した。

(1) リスク評価手続き

①医療業界の状況、事業内容、運営方針、中期目標・中期計画・年度計画、内部統制の整備・運用状況等に関連するリスクを理解するため、理事長と関連部門責任者とディスカッションを実施した。

②主要業務取引のプロセスにおける内部統制が運用に供されているかを取引開始から財務諸表作成まで会計帳票や証拠の確認によるウォークスルーを実施した。

(2) リスク対応手続き
①主要業務取引のプロセスにおける内部統制について、運用状況の有効性に関する監査証拠を入手するため統制プロセスを実施した。

②財務諸表の重要な虚偽表示を看過しないよう、実証手続きを実施した。

(3) 財務諸表等の監査

①財務諸表等が法人の財務情報等を適切に表示しているか。関連法規に準拠して作成されているか監査を実施した。

6. 契約事務の競争性、公正性及び透明性の確保

(1) 契約審査委員会の開催

毎月1回、外部有識者を含む委員で構成する契約審査委員会を開催した。当委員会には監事も陪席し審議に参加している。

(2) 契約情報の公表

国立国際医療研究センター契約事務取扱細則に基づき、一般競争並びに随意契約の契約情報について、以下の公表基準によりホームページに公表している。

(3) 契約監視委員会における点検・見直し
公表基準：予定価格100（貸借契約は80）万円を超える契約

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会を設置した。（平成22年12月9日に設置）

平成22年4月から12月までに締結した契約のうち、競争性のない随意契約41件及び一者応札・一者応募となった契約29件について、点検・見直しを実施した。

【契約監視委員会における点検・見直し結果】

・競争性のない随意契約41件のうち、一般競争に移行するもの2件、引き続き随意契約によらざるを得ないもの※37件、次回契約までに再審議を要するもの2件であった。

※調達物品の性格上、契約の相手が特定されるなど、随意契約として真にやむを得ないものである。

（血液購入：日本赤十字社、放射性医薬品購入：日本アイソトープ協会、上下水道・ガス等）

・一者応札・一者応募の契約29件のうち、入札説明書は複数者取りに来ているが、応札は一者であったもの10件については、今後の入札において同様のケースが生じた場合、直ちに応札しなかった理由のアンケート調査を実施することとされた。

以前は随意契約としていた医療機器等の保守業務を、一般競争に切替えたが、当該メーカー系列の業者一者の応札となったもの10件については、契約価格の妥当性について常に検証を必要とすべき案件とされた。

仕様内容の分析により、業務遂行の複雑さや応札条件の縛りの必要性については、次回以降の委員会にて再度審議とされた。

(4) 1者応札、1者応募にかかる改善方策

平成22年度中に入札を実施した平成23年度契約分のうち、1者応札による契約については、契約者以外の応募者に対して、改善すべき点等についてアンケートを実施した。

<p>第4 財務内容の改善に関する事項 「第3 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、中期目標の期間における期首に対する期末の財務内容の改善を図ること。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画 「第2 業務の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置」で定めた計画を確実に実施し、財務内容の改善を図る。</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>	<p>第3 予算、収支計画及び資金計画</p>
<p>1. 自己収入の増加に関する事項 感染症その他の疾患及び国際保健医療協力に関する医療政策を牽引していく拠点としての役割を果たすため、運営費交付金以外の外部資金の積極的な導入に努めること。</p>	<p>1. 自己収入の増加に関する事項 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得を行う。</p>	<p>1. 自己収入の増加に関する事項 民間企業等からの資金の受け入れ体制を構築し、寄附や受託研究の受け入れ等、外部資金の獲得に向け、具体的な検討に着手する。</p>	<p>1. 自己収入の増加に関する事項 寄附受入規程を制定し、寄附金等の外部資金の獲得を可能とする体制を構築した。また、受託研究について、受託研究取扱規程を全面的に見直し、契約金の前払制から出来高払制にするなど依頼者（企業）側が委託しやすい環境に配慮した制度を構築し、総額で588,290千円となった。 また、国等の競争的研究費についても積極的に申請を行い、総額で1,102,643千円となった。</p> <p>【受託研究受入額】 平成21年度 588,230千円(100件) → 平成22年度 588,290千円(151件) 対前年度+2,060千円(+51件)</p> <p>【国等の競争的研究費受入額】 平成21年度 平成22年度 文部科学研究費 206,237千円(46件) → 276,818千円(78件) 対前年度+70,581千円(+32件) 厚生労働科学研究費 577,867千円(82件) → 521,790千円(70件) 対前年度-56,077千円(-12件) 医薬基盤研究所受託研究費 184,000千円(2件) → 146,970千円(5件) 対前年度-37,030千円(-3件) 科学技術振興機構受託研究費 141,200千円(4件) → 157,065千円(7件) 対前年度+15,865千円(+3件) 合計 1,109,304千円(134件) → 1,102,643千円(160件) 対前年度-6,661千円(+26件)</p> <p>【寄附金受入額】 平成22年度 個人より 551千円(5件) 企業より 39,711千円(52件) 合計 40,262千円(57件)</p>
<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持、向上を図りつつ、投資を計画的に行い、固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上、中・長期的に適切なものとなるよう努めること。</p>	<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の高）を償還確実性が確保できる範囲とし、運営上適切なものとなるよう努める。そのため、大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>	<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 センターの機能の維持・向上を図りつつ、投資を計画的に行い、中・長期的な固定負債（長期借入金の高）については、運営上適切なものとなるよう大型医療機器等の投資に当たっては、原則、償還確実性を確保する。 (1) 予算 別紙2 (2) 収支計画 別紙3 (3) 資金計画 別紙4</p>	<p>2. 資産及び負債の管理に関する事項 平成22年度においては、財政投融资等外部から新たな借入を行わず、自己資金（追加出資金を含む）により必要な整備を行った。 また固定負債（長期借入金の高）については、約定どおり償還を行い、その残高を減少させた。</p> <p>【長期借入金残高】 期首 18,568百万円 期末 18,243百万円(対前年度9.8.2%)</p>

	<p>第4 短期借入金の限度額</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 限度額 3,400百万円 2. 想定される理由 <ol style="list-style-type: none"> (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応 <p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画はなし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>第4 短期借入金</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 限度額 3,400百万円 2. 想定される理由 <ol style="list-style-type: none"> (1) 運営費交付金の受入遅延等による資金不足への対応 (2) 業績手当(ボーナス)の支給等、資金繰り資金の出費への対応 (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費増への対応 <p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画はなし</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余を生じた場合は、将来の投資(建物等の整備・修繕、医療機器等の購入等)及び借入金の償還に充てる。</p>	<p>第4 短期借入金</p> <p>平成22年度における短期借入金はない。</p> <p>第5 重要な財産を処分し、又は担保に供しようとする時はその計画</p> <p>平成22年度における重要な財産の譲渡、又は担保に供する計画はなく、その実績もない。</p> <p>第6 剰余金の使途</p> <p>平成22年度決算における利益剰余金は計上していない。</p>
--	--	--	--

中期目標	中期計画	平成22年度計画	平成22年度の業績
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項</p> <p>施設・設備整備については、センターの機能の維持、向上の他、費用対効果及び財務状況を総合的に勘案して計画的な整備に努めること。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する計画</p> <p>中期目標の期間中に整備する施設・設備整備については、別紙5のとおりとする。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項</p> <p>・ 感染症その他の疾患及び主要な診療科を網羅した総合的な医療提供を目指し、チーム医療を前提とした質の高い全人的な高度専門・総合医療と臨床研究開発の実現に向け、長期的なブランドデザインのもとに医療の高度化、経営改善、患者サービス向上を目指す整備の実施に努める。</p>	<p>第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>1. 施設・設備整備に関する事項</p> <p>・ 戸山地区 平成22年度においては、新中央棟の1期工事（全約72,000㎡のうち約60,000㎡）が8月に完成し、引き続き11月に旧中央棟の解体に着工したところである。（平成24年1月完了予定） 教育研修棟新築整備工事については、平成23年3月に入札・契約したが、東日本大震災の影響で業者が契約を辞退したため、平成23年度に再入札の予定である。なお、教育研修棟新築工事の準備工事として、建設位置にある保育所等の仮設・解体工事については、平成23年3月に入札・契約し施工中である。（平成23年10月完了予定）</p> <p>・ 国府台地区 平成22年度においては、肝炎・免疫研究センター及び病棟を引き続き施工中である。（平成24年2月完成予定）</p> <p>・ 清瀬地区（国立看護大学校） 平成22年度における整備計画はなく、その実績もない。</p>
<p>2. 人事の最適化に関する事項</p> <p>センターの専門的機能の向上を図るため、職員の意欲向上及び能力開発に努めるとともに、人事評価を適切に行うシステムを構築すること。</p> <p>・実績本位の人材登用などの確立に努め、さらに、優秀な人材を持続的に確保するため、女性の働きやすい環境の整備及び非公務員型独立行政法人の特性を活かした人材交流の促進等を推進すること。</p>	<p>2. 人事システムの最適化</p> <p>職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を導入する。当該制度の適切な運用を行うことにより、優秀な人材の定着を図り、人事制度へ活用することにより、センター全体の能率的運営に繋げる。</p> <p>非公務員型組織の特性を活かした人材交流の促進など、優秀な人材を持続的に確保する観点から人材の適切な流動性を有した組織を構築するため、国、国立病院機構等独立行政法人、国立大学法人、民間等と円滑な人事交流を行う体制を構築する。</p> <p>女性の働きやすい環境を整備するとともに、医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職員にとって魅力的で働きやすい職場環境の整備に努める。</p>	<p>2. 人事システムの最適化</p> <p>・ 職員の業績評価制度を実施する。また、業績評価制度に基づき、昇給制度の実施に向けて必要な準備を進めている。</p> <p>・ 国をはじめ民間等との人事交流を行い、組織の活性化を図る。</p> <p>・ 女性の働きやすい職場を目指し、職員への意見募集を行うなど改善に努める。</p> <p>・ 医師の本来の役割が発揮できるよう、医師とその他医療従事者との役割分担を見直し、職場環境の整備に努める。</p>	<p>2. 人事システムの最適化</p> <p>1. 業績評価制度の導入 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を平成22年度から導入した。</p> <p>(1) 年俸制職員（副院長、副所長、部長、医長、室長等） 年俸制を適用している副院長等については、評価対象となる職員が作成した個人評価基礎資料に基づき、最終評価者が個別にインタビューを実施しあらかじめ評価における到達目標を被評価者とともに確認した上で評価を実施した。</p> <p>(2) 役職職員及び一般職員 平成22年12月期の業積手当の支給において一部の役職職員（課長相当職以上）に業績評価を実施した。また、その他の役職職員及び一般職員においては、平成23年6月期の業積手当に反映させるため10月1日から評価システムを開始した。併せて業績評価により平成23年1月の昇給についても反映した。</p>
<p>2. 人事の最適化に関する事項</p> <p>優秀な人材を持続的に確保し、組織の活性化を図る観点から、国、国立病院機構等と人事交流を行った。</p> <p>国との人事交流 厚生労働省 8名 転入者 厚生労働省 11名 外務省 1名 外務省 1名 国立病院機構等との人事交流 転出者 国立病院機構 34名 転入者 国立病院機構 34名 他NC 6名 他NC 8名 他独立行政法人との人事交流 転出者 放射線医学研究所 1名</p>	<p>2. 人事システムの最適化</p> <p>・ 優秀な人材を持続的に確保し、組織の活性化を図る観点から、国、国立病院機構等と人事交流を行った。</p> <p>国との人事交流 厚生労働省 8名 転入者 厚生労働省 11名 外務省 1名 外務省 1名 国立病院機構等との人事交流 転出者 国立病院機構 34名 転入者 国立病院機構 34名 他NC 6名 他NC 8名 他独立行政法人との人事交流 転出者 放射線医学研究所 1名</p>	<p>2. 人事システムの最適化</p> <p>1. 業績評価制度の導入 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を平成22年度から導入した。</p> <p>(1) 年俸制職員（副院長、副所長、部長、医長、室長等） 年俸制を適用している副院長等については、評価対象となる職員が作成した個人評価基礎資料に基づき、最終評価者が個別にインタビューを実施しあらかじめ評価における到達目標を被評価者とともに確認した上で評価を実施した。</p> <p>(2) 役職職員及び一般職員 平成22年12月期の業積手当の支給において一部の役職職員（課長相当職以上）に業績評価を実施した。また、その他の役職職員及び一般職員においては、平成23年6月期の業積手当に反映させるため10月1日から評価システムを開始した。併せて業績評価により平成23年1月の昇給についても反映した。</p>	<p>2. 人事システムの最適化</p> <p>1. 業績評価制度の導入 職員が業務で発揮した能力、適性、実績等を評価し、職員の給与に反映させるとともに、業務遂行意欲の向上を図る業績評価制度を平成22年度から導入した。</p> <p>(1) 年俸制職員（副院長、副所長、部長、医長、室長等） 年俸制を適用している副院長等については、評価対象となる職員が作成した個人評価基礎資料に基づき、最終評価者が個別にインタビューを実施しあらかじめ評価における到達目標を被評価者とともに確認した上で評価を実施した。</p> <p>(2) 役職職員及び一般職員 平成22年12月期の業積手当の支給において一部の役職職員（課長相当職以上）に業績評価を実施した。また、その他の役職職員及び一般職員においては、平成23年6月期の業積手当に反映させるため10月1日から評価システムを開始した。併せて業績評価により平成23年1月の昇給についても反映した。</p>
<p>3. 職場環境の整備</p> <p>(1) 女性が働きやすい環境の整備 女性が働きやすい職場を目指し以下の取組を行った。</p> <p>・ 育児短時間勤務の導入 ・ 育児休業の周知徹底 ・ センター敷地内における保育所の運営 ・ 看護職員の二交代制の導入（センター病院6看護単位、国府台病院2看護単位導入） ・ 女性医師及び看護師にとって働きやすい職場にするための取組の一つとして希望による診察衣・看護衣を購入し配布した。 ・ 「パースデイ休暇」の導入（看護部における誕生日前後に年次休暇を計画的に取得できることとする取組）</p>	<p>3. 職場環境の整備</p> <p>(1) 女性が働きやすい環境の整備 女性が働きやすい職場を目指し以下の取組を行った。</p> <p>・ 育児短時間勤務の導入 ・ 育児休業の周知徹底 ・ センター敷地内における保育所の運営 ・ 看護職員の二交代制の導入（センター病院6看護単位、国府台病院2看護単位導入） ・ 女性医師及び看護師にとって働きやすい職場にするための取組の一つとして希望による診察衣・看護衣を購入し配布した。 ・ 「パースデイ休暇」の導入（看護部における誕生日前後に年次休暇を計画的に取得できることとする取組）</p>	<p>3. 職場環境の整備</p> <p>(1) 女性が働きやすい環境の整備 女性が働きやすい職場を目指し以下の取組を行った。</p> <p>・ 育児短時間勤務の導入 ・ 育児休業の周知徹底 ・ センター敷地内における保育所の運営 ・ 看護職員の二交代制の導入（センター病院6看護単位、国府台病院2看護単位導入） ・ 女性医師及び看護師にとって働きやすい職場にするための取組の一つとして希望による診察衣・看護衣を購入し配布した。 ・ 「パースデイ休暇」の導入（看護部における誕生日前後に年次休暇を計画的に取得できることとする取組）</p>	<p>3. 職場環境の整備</p> <p>(1) 女性が働きやすい環境の整備 女性が働きやすい職場を目指し以下の取組を行った。</p> <p>・ 育児短時間勤務の導入 ・ 育児休業の周知徹底 ・ センター敷地内における保育所の運営 ・ 看護職員の二交代制の導入（センター病院6看護単位、国府台病院2看護単位導入） ・ 女性医師及び看護師にとって働きやすい職場にするための取組の一つとして希望による診察衣・看護衣を購入し配布した。 ・ 「パースデイ休暇」の導入（看護部における誕生日前後に年次休暇を計画的に取得できることとする取組）</p>

	<p>3. 人事に関する方針 (1) 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮すると。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに離職防止や復職支援の対策を講じる。また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。 	<p>3. 人事に関する方針 (1) 方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 良質な医療を効率的に提供していくため、医師、看護師等の医療従事者については、医療を取り巻く状況の変化に応じて柔軟に対応するとともに、経営に十分配慮すると。特に、医師・看護師不足に対する確保対策を引き続き推進するとともに、離職防止や復職支援の対策を講じる。また、幹部職員など専門的な技術を有する者については、公募を基本とし、優秀な人材の確保に努める。 	<p>・健康診断において乳がん検診を実施。</p> <p>(2) 医師とその他医療従事者との役割分担の見直し 医師が本来の役割に集中できる体制とするため、看護師や検査技師による採血の実施、薬剤師による処方患者への説明、調剤締め切り時間の緩和、医師事務作業補助者の配置を行いそれぞれの役割分担を見直した。 医師事務作業補助者については、新規採用の際には、医師事務担当医長より業務等研修を実施し、更に2週間程度の各診療科におけるオン・ザ・ワークにて研修を実施し、研修後は、各診療科の要望により適性を考慮し、配置した。 【採用実績】 医師事務作業補助者 4名増員（平成22年度14名配置）</p> <p>3. 人事に関する方針 (1) 方針</p> <p>1. 看護師等職員確保対策の推進 平成22年4月より薬剤師、放射線技師、検査技師、救急科医師、平成22年9月より救急救命士の勤務について二交替制勤務を導入し、平成23年1月には看護師の二交替制勤務を一般病棟に拡大するなど勤務の多様性を取り入れ、職員にとつてのワークライフバランスの充実により、職員の確保対策及び復職支援を図った。 看護師確保については、センター内に看護師確保プロジェクトチームを設置しセンター全体での看護師確保のための体制を整備したほか、院内見学説明会等を実施するとともに、業者主催の説明会等に参加し募集活動を行った。また、ホームページについてもリニューアルし、広報活動を行った。 【センター病院】 ・院内見学説明会2回、院内説明会7回、業者主催説明会4回、大学等主催説明会2回 【国府台病院】 ・学校訪問6校、業者主催説明会7回、大学等主催説明会8回 新人看護職員育成については、教育計画を作成し、新人ローテーション研修を行い新人看護師の離職に努めた。また、職場不適応傾向の見られた職員については、国府台病院や他の病棟への配置換えを行い離職防止に努めた。 臨床研修医及びレジデントの確保については、募集案内をリニューアルするとともに業者主催の説明会に参加、院内見学説明会を開催し募集活動を行った。 【開催実績】 業者主催説明会2回、院内見学説明会2回</p> <p>2. 処遇改善（諸手当の改善） 医師、看護師等の医療従事者においては、勤務実態に応じた諸手当を新設し処遇の改善に努めた。 【新設した手当】 夜間看護等手当、救急医療体制等確保手当、救急呼出待機手当、専門看護手当、附加職務手当、 医師手当の加算部分（専門医等の資格に係る手当）、ヘリコプター搭乗救急医療手当、</p> <p>3. 公募による人材確保 幹部職員など専門的な技術を有する者については、全て公募を行っている。また、より柔軟な有期雇用契約が可能となったことから、特に任期付研究職員について優秀な人材の確保に努めた。 【公募による採用実績】 25名（うち任期付研究員の採用 14名）</p> <p>2) 指標</p> <p>1. 救急医療及び高度専門医療等へ対応 安全で良質な医療の提供を行うため、医師、看護師等医療従事者数については、医療ニーズに適切に対応するために、救急医療や高度専門医療等への対応、医療の質と安全の向上を図るため職員の増員を行った。 【採用実績】 医師25名、救急救命士3名</p> <p>2. 技能職の離職後の不補充並びに非常勤化及び外部委託の推進 技能職については、業務の簡素化・迅速化を図り、常勤職員の離職後の後補充は行わず、外部委託化又は短時間の非常勤職員での補充とした。 また、国府台病院においては、検査部門において一部ブランチラボ（検体検査）を導入し効率化を図った。</p>
--	---	--	---

<p>3. その他の事項</p> <p>中期目標に基づきセンターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランとして中期計画を立て、具体的な行動に移すことができるように努めること。</p> <p>また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示を行うように努めること。</p> <p>ミッションの確認、現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の見解を聴取し、定期的な職員の意見を聞くよう、努めること。</p>	<p>員配置に努める。 特に、技能職については、外部委託の推進に努める。 (参考) 中期目標の期間中の人件費総額見込み57,179百万円</p> <p>4. その他の事項</p> <p>センターのミッションを理解し、ミッションを実現するために必要なアクションプランを立て、具体的な行動に移すことができるように努める。 また、アクションプランやセンターの成果について、一般の国民が理解しやすい方法、内容で情報開示をホームページ等で行うように努める。 ミッションの確認や現状の把握、問題点の洗い出し、改善策の立案、翌年度の年度計画の作成等に資するよう、職員の見解を聴取し、定期的な職員の意見を聞くよう、努めること。</p>	<p>4. その他の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ センターのミッションを職員一人一人に周知するとともに、月次決算等により進捗状況を確認し問題把握等を行い、定期的に職員の意見を参考に、具体的な行動に移すことができるよう努める。 ・ アクションプランやセンターの成果について、ホームページ等で情報提供するとともに、積極的な広報活動について実施方法の検討を行う。 	<p>【技能職退職者数】6名 調理師3名退職後、外部委託により不補充 看護助手2名退職後、非常勤職員での後補充 薬剤助手1名退職後、業務見直しにより不補充</p> <p>4. その他の事項</p> <p>1. 職員への情報伝達 センターのミッションについては、中期計画及び年度計画を院内ホームページに掲載するとともに、センター管理会議を通じて（各職場部下職員への周知）計画の概要を説明し、また毎月次決算の状況や年度計画の進捗状況を報告し、職員への周知を図った。 ※センター管理会議への参加対象者 研究部門：室長以上 診療部門 ・ 医師：医長以上 ・ 看護師：師長以上 ・ コメデイカル：副長以上 事務部門：専門職以上</p> <p>2. NCGM提案箱の設置による業務改善の推進 職員1人1人がセンター運営に関わるという意識改革を進めながら、センター運営を充実発展させることを目的とし、センターで働く職員（派遣・委託職員等を含む。）からセンター運営やミッション達成に有意義な意見を幅広く聴取するため、各事業所に『提案箱』を設置した。また、提案箱の設置に当たっては、全職員宛一斉メールにより周知を図った。 【設置場所】 戸山地区：企画経営部企画経営課内 国府台地区：事務部管理課内 清瀬地区：事務部総務課内 なお、提出された提案については提案内容を集約し、企画戦略室会議に報告するとともに実施の可否や対応策を検討し、センター運営への反映につなげた。</p> <p>3. 企画戦略室会議の開催 センターのミッション達成に向けて、日常業務に係る種々の課題への対応や適正な業務執行の管理等を適切に取り組むことが必要であり、それらの企画立案と方針決定及び進捗管理等を効率的・効果的に行うため、企画戦略室会議を平成22年10月より月2回のペースで行った。 会議においては、種々の課題等に対して基本的考え方や方針を明確にすることにより、自律的・自発的に取り組むことを基本とし、理事会審議事項に係る検討、総長等からの指示事項の検討、NCGM提案箱など個別具体的な対応策の検討を行った。</p> <p>4. 広報活動の推進 センターの使命や役割、業務等について、広く国民の理解が得られるようセンターホームページにて中期目標、中期計画、年度計画等の情報公開や、調達情報、募集案内等のインフォメーションおよび当センターのトップニュースの随時更新を行う等、積極的な広報・情報発信を行った。 また、東日本大震災においては、当センターは医療面において長期的組織的に災害支援を表明し、その支援活動の状況等を積極的に公開ホームページ、センター内掲示板に掲載し、情報発信、情報提供を行っている。</p>
--	--	--	---